

議 事 日 程 (第 1 号)

令和元年 9 月 2 日 (月曜日) 午前10時 開議

- 日程第 1 会議録署名議員の指名
- 日程第 2 会期の決定
- 日程第 3 諸般の報告
- 日程第 4 報第 6 号 一般財団法人下呂ふるさと文化財団の経営状況の報告について
- 日程第 5 報第 7 号 健全化判断比率の報告について
- 日程第 6 報第 8 号 資金不足比率の報告について
- 日程第 7 報第 9 号 放棄した債権の報告について
- 日程第 8 報第10号 平成30年度下呂市簡易水道事業特別会計繰越明許費繰越計算書の報告について
- 日程第 9 諮第 1 号 人権擁護委員候補者の推薦について
- 日程第10 同第 8 号 下呂市功労者表彰につき同意を求めることについて
- 日程第11 同第 9 号 下呂市功労者表彰につき同意を求めることについて
- 日程第12 同第10号 下呂市農業委員会委員の任命につき認定農業者等が委員の過半数を占めることを要しない場合の同意について
- 日程第13 同第11号 下呂市農業委員会委員の任命について
- 日程第14 同第12号 下呂市農業委員会委員の任命について
- 日程第15 同第13号 下呂市農業委員会委員の任命について
- 日程第16 同第14号 下呂市農業委員会委員の任命について
- 日程第17 同第15号 下呂市農業委員会委員の任命について
- 日程第18 同第16号 下呂市農業委員会委員の任命について
- 日程第19 同第17号 下呂市農業委員会委員の任命について
- 日程第20 同第18号 下呂市農業委員会委員の任命について
- 日程第21 同第19号 下呂市農業委員会委員の任命について
- 日程第22 同第20号 下呂市農業委員会委員の任命について
- 日程第23 同第21号 下呂市農業委員会委員の任命について
- 日程第24 同第22号 下呂市農業委員会委員の任命について
- 日程第25 同第23号 下呂市農業委員会委員の任命について
- 日程第26 同第24号 下呂市農業委員会委員の任命について
- 日程第27 議第28号 飛騨農業共済事務組合規約の一部を改正する規約について
- 日程第28 議第29号 飛騨農業共済事務組合の解散について
- 日程第29 議第30号 飛騨農業共済事務組合の解散に伴う財産処分について
- 日程第30 議第31号 下呂市地域コミュニティ施設設置条例の一部を改正する条例について
- 日程第31 議第32号 下呂市第 1 号会計年度任用職員の報酬、期末手当及び費用弁償に関する条

例について

- 日程第32 議第33号 下呂市第2号会計年度任用職員の給与に関する条例について
- 日程第33 議第34号 地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例について
- 日程第34 議第35号 下呂市印鑑条例の一部を改正する条例について
- 日程第35 議第36号 下呂市消防関係手数料条例の一部を改正する条例について
- 日程第36 議第37号 下呂市ゆったり館条例の一部を改正する条例について
- 日程第37 議第38号 財産の譲与について
- 日程第38 議第39号 財産の譲与について
- 日程第39 議第40号 財産の譲与について
- 日程第40 議第41号 令和元年度下呂市一般会計補正予算（第5号）
- 日程第41 議第42号 令和元年度下呂市国民健康保険事業特別会計（事業勘定）補正予算（第2号）
- 日程第42 議第43号 令和元年度下呂市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）
- 日程第43 議第44号 令和元年度下呂市介護保険特別会計（介護サービス事業勘定）補正予算（第2号）
- 日程第44 議第45号 令和元年度下呂市介護保険特別会計（保険事業勘定）補正予算（第3号）
- 日程第45 議第46号 令和元年度下呂市下水道事業特別会計補正予算（第2号）
- 日程第46 議第47号 令和元年度下呂市国民健康保険事業特別会計（診療施設勘定）補正予算（第2号）
- 日程第47 議第48号 令和元年度下呂市下呂財産区特別会計補正予算（第1号）
- 日程第48 議第49号 令和元年度下呂市学校給食費特別会計補正予算（第1号）
- 日程第49 議第50号 令和元年度下呂市水道事業会計補正予算（第2号）
- 日程第50 議第51号 令和元年度下呂市下呂温泉合掌村事業会計補正予算（第2号）
- 日程第51 議第52号 令和元年度下呂市立金山病院事業会計補正予算（第2号）
- 日程第52 認第1号 平成30年度下呂市一般会計決算の認定について
- 日程第53 認第2号 平成30年度下呂市国民健康保険事業特別会計（事業勘定）決算の認定について
- 日程第54 認第3号 平成30年度下呂市後期高齢者医療特別会計決算の認定について
- 日程第55 認第4号 平成30年度下呂市介護保険特別会計（介護サービス事業勘定）決算の認定について
- 日程第56 認第5号 平成30年度下呂市介護保険特別会計（保険事業勘定）決算の認定について
- 日程第57 認第6号 平成30年度下呂市簡易水道事業特別会計決算の認定について
- 日程第58 認第7号 平成30年度下呂市下水道事業特別会計決算の認定について
- 日程第59 認第8号 平成30年度下呂市国民健康保険事業特別会計（診療施設勘定）決算の認定

について

- 日程第60 認第9号 平成30年度下呂市下呂財産区特別会計決算の認定について
日程第61 認第10号 平成30年度下呂市学校給食費特別会計決算の認定について
日程第62 認第11号 平成30年度下呂市水道事業会計決算の認定について
日程第63 認第12号 平成30年度下呂市下呂温泉合掌村事業会計決算の認定について
日程第64 認第13号 平成30年度下呂市立金山病院事業会計決算の認定について

出席議員（13名）

議長	各務吉則	1番	尾里集務
2番	中島ゆき子	3番	田中副武
4番	今井政良	7番	宮川茂治
8番	中島博隆	9番	伊藤嚴悟
10番	一木良一	11番	吾郷孝枝
12番	中島新吾	13番	中島達也
14番	中野憲太郎		

欠席議員（なし）

欠員（1名）

地方自治法第121条の規定により説明のため会議に出席した者の職・氏名

市長	服部秀洋	副市長	村山鏡子
教育長	細田芳充	監査委員	杉山好巳
市長公室長	桂川国男	総務部長	河尻健吾
教育部長	今井藤夫	観光商工部長	細江博之
消防長	田口伸一	会計管理者	中島祐子
金山病院局長	吉田修	健康福祉部長	田口広宣
生活部長	藤澤友治	建設部長	二村忠男
環境部長	中原則之	農林部長	河合修
萩原振所興長	松井克彦	小坂振所興長	倉田誠
下呂振所興長	小畑一郎	金山振所興長	澤田勤之
馬瀬振所興長	見廣洋始		

本会議に職務のため出席した者の職・氏名

議会議務局長	加藤 鈴彦	書	記	今井 満
書	記	青木 秀史		

◎開会及び開議の宣告

○議長（各務吉則君）

おはようございます。御苦勞さまでございます。
ただいまの出席議員は13人で定足数に達しております。
これより令和元年第2回下呂市議会定例会を開会いたします。
本日の会議を開きます。
本日の議事日程は、お手元に配付のとおりであります。
なお、報道機関、広報「げろ」及び下呂ネットサービスより取材の申し込みがございましたので、これを許可いたします。

◎会議録署名議員の指名

○議長（各務吉則君）

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。
本日の会議録署名議員は、会議規則第88条の規定により、11番 吾郷孝枝さん、12番 中島新吾君を指名いたします。

◎会期の決定

○議長（各務吉則君）

日程第2、会期の決定を議題といたします。
お諮りします。本定例会の会期は、本日から9月30日までの29日間としたいと思っております。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、会期は29日間と決定いたしました。

◎諸般の報告

○議長（各務吉則君）

日程第3、諸般の報告を行います。
市長行政報告、議長報告、例月現金出納検査報告及び専決処分事項の報告は、お手元に配付のとおりでありますので、ごらん願います。

◎報第6号について（報告・質疑）

○議長（各務吉則君）

日程第4、報第6号 一般財団法人下呂ふるさと文化財団の経営状況の報告について報告を求めます。

市長公室長。

○市長公室長（桂川国男君）

おはようございます。

それでは、報第6号 一般財団法人下呂ふるさと文化財団の経営状況の報告について御説明を申し上げます。

議案書の1ページをお開きください。

報第6号 一般財団法人下呂ふるさと文化財団の経営状況の報告について。

一般財団法人下呂ふるさと文化財団の経営状況について、地方自治法第243条の3第2項の規定により、別紙のとおり報告するものでございます。令和元年9月2日提出。

事業報告及び決算につきましては、令和元年5月13日に開かれました、ふるさと文化財団の理事会及び5月28日の評議員会で承認されたものでございます。

それでは、次のページからの平成30年度事業報告書及び収支決算書、3ページをお開きいただきたいと思っております。

事業報告でございます。

初めに、下呂交流会館指定管理事業につきましては、平成30年度は6月29日にゲリラ豪雨により建物への浸水、7月8日には下呂市を襲った豪雨災害により自主事業の中止を余儀なくされました。このような自然災害や施設のふぐあいのために発生した突発的な事故への対応に追われることとなりました。

利用については、恒例となっております「いで湯卓球大会」「GERO Jr. CUPバスケットボール大会」等の大会や県内強豪高校のバスケットボール、愛知県のマーチングバンド合宿等が例年どおり開催されました。

会館では、利用者が安心・快適に大会や練習に打ち込める環境に配慮をしながら、何年、何十年たった後にも、また下呂へ行きたいと思ってもらえることを願って、接客に心がけていただいております。

自主事業では、鑑賞型として、演歌、ポップス、ピアノ、映画の各1公演、アクティブ・サポーターズとの協働で「シナジーナイト」の4公演を実施されました。あいにく、7月8日に予定をされておりました「八神純子ライブ」が豪雨災害のため中止となりました。公演中止は会館としても経験がなかったことで、会館では振替公演の検討やチケットの払い戻し、再告知の準備等、多大な時間とエネルギーを費やすことになりましたが、幸い出演者側との交渉により、8月19日という比較的早い時期に振替公演開催となりました。

映画は、市民から御提案をいただきました「終わった人」が主演の館ひろしさんの舞台挨拶をいただきながらの上映となり、市民の皆さんに喜んでいただき、3回上映いたしまして、合計1,850人という予想をはるかに超える人に御来場をいただいております。

普及啓発型では、クラシックを会館での公演のほかに小坂地区へ出向いての公演、そして学校等、3カ所へのアウトリーチを行いました。また、「喜び実感！感動体感！みんな楽しい交流会

館」と題して、子供から大人まで楽しめる内容で5公演、3年目となる事前勉強と都市部での公演の鑑賞をセットにした「大人のためのワークショップ“井戸端会議”」のほか、ジャズライブ、ミュージカル2回、歌舞伎、ピアノ、オーケストラの合計6回を実施され、これらの企画は市民の皆さんが心待ちにする事業として定着をしております。

そのほか、地域貢献型といたしましては、市民協働事業での市民参加型の「ハートビート下呂」「オープンマイク・カフェ」、ピアノ体験「タッチ・スタインウェイ」を開催しております。

4ページへ参りまして、平成30年度は数千人以上の大規模なコンベンションがなかったことで、利用者数は減少いたしました。また、7月の豪雨災害の期間には、何日間も不安定な状況が続き、500人以上のキャンセルが発生し、平成30年度の利用者数は約6万5,800人で、対前年1万3,600人の減少、利用者のうち、宿泊者数は約9,100人で、対前年約2,680人の減少となりました。

基本財産運用収入により実施される、ふるさと文化振興事業は、文化に関する研究会、講演会として「歴史探訪XV」として萩原地区を探訪、「ふるさと講座」では「伊能忠敬 下呂測量来訪」と題して講座を開催されました。また、地域文化の発展のため、市民の自主的な芸術、文化活動4件に対して「ふるさと文化振興助成金」の交付がされております。

5ページは、平成30年度の理事会・評議員会の開催状況でございます。

6ページは、役員名簿、7ページから11ページは平成30年度の実施事業の詳細を示しておりますので、ごらんをいただきたいと思っております。

それでは、平成30年度決算につきまして、13ページをお開きいただきたいと思っております。

貸借対照表でございます。

資産の部、流動資産では、現金預金、未収金、つり銭準備金、合わせて3,167万5,776円。固定資産では、基本財産として定期預金、投資有価証券を合わせて1億円となっております。資産合計は、1億3,167万5,776円となっております。

負債の部、流動負債では、未払い金2,531万21円、主なものは指定管理料の剰余金返還金といたしまして947万3,959円、そのほか衛生設備、舞台照明設備等の修繕などでございます。未払い消費税等の205万4,900円は、消費税の確定によります金額となっております。これら全て、負債の合計が2,815万7,861円となっております。

次の14ページは、正味財産の増減計算書となっております。14ページをお開きください。

一般正味財産増減の部では、経常収益は、基本財産の受取利息、事業収益、この事業収益は主に指定管理料で、合計で1億4,827万3,733円となっており、事業や管理に要した経常経費の合計が1億4,782万8,325円で、当期の経常増減額は44万5,408円の増となりました。

経常外増減の部では、一般正味財産に加えるとともに、指定正味財産1億円と合わせまして、正味財産期末残高が1億3,517万7,915円となっております。

15ページは、今申し上げました14ページの明細でございます。文化財団ふるさと文化振興事業、下呂市からの指定管理事業、財団の法人会計に分けた明細となっております。

16ページは、今説明を申し上げました財務諸表に対する注記で、基本財産の1億円の内訳など

となっております。

18ページが財産目録で、資産の預け先、流動負債の内容、19ページが財団の監事によります監査報告で、令和元年5月7日に監査をいただいております。

20ページからは、平成31年度（令和元年度）の事業計画書及び収支予算書となっております。

21ページをお開きいただきたいと思います。

ふるさと文化財団事業計画でございます。

令和元年度は、下呂交流会館が開館いたしまして10年目の節目の年を迎えます。また、今後5年間の指定管理の初年度でもあり、さらにフレッシュな気持ちで管理運営に当たる所存ですとされております。

自主事業では、10周年を記念するにふさわしく、多くの市民の楽しんでいただける企画を提供すること、鑑賞型では、演歌、フォーク、ミュージカル、クラシック、映画等の5公演を開催。普及型では、各地で開催されるミュージカル、歌舞伎、ジャズ、オペラ、オーケストラ等の上質な芸術の鑑賞と行き帰りの移動の時間に行う公演の予習と意見交換をセットにした「大人のための井戸端会議」を5回から6回ほど開催の予定。また、「たくみ隊」「もてなし隊」などのアクティブ・サポーターズや一般市民と協働しながら、「シナジーナイト」の4公演と市民出演イベント「まめ1ライブ」等の市民参加・市民交流事業を進められます。

また、この10年間に出演されました下呂市出身の音楽家や芸人などが総出演する記念コンサートを開催し、幅広い世代が楽しめるイベントとしたいとされております。

貸し館では、2020年に開催されるねんりんピックに向けたリハーサル大会、大手企業による複数のコンベンション、プロバスケットボールのゲーム等が予定されており、ホスピタリティーあふれる気持ちで接客に当たることと、引き続き、下呂温泉観光協会やコンベンションビューローと連携したコンベンション利用の誘致を図るとされております。

基本財産運用収入により実施します、ふるさと文化振興事業につきましては、文化に関する研究会、講演会として「歴史探訪」及び「ふるさと講座」を例年どおり開催すること、また市内で独自に文化事業に取り組む団体や新たな文化・芸術の定着を目指す団体等に対して、ふるさと文化振興助成金を活用して支援を行うとされております。

次の22ページから26ページは、今年度の事業の内容となっております。

27、28ページは、指定管理業務に係る平成31年度（令和元年度）の収支予算書となっております。

事業活動収入といたしましては、指定管理料1億2,852万円を含め、合計で1億5,366万6,000円を見込んでおられます。

事業活動支出では、交流会館の指定管理事業、交流会館の自主事業の経費、人件費として、1億5,366万6,000円が計上されております。

29ページは、財団独自会計に係る平成31年度（令和元年度）の収支予算書となっております。

事業活動収入といたしましては、基本財産利息190万円を含め、合計で194万1,000円を見込んで

でおられます。

事業活動支出では、ふるさと文化振興事業、管理費支出として261万4,000円が計上されております。

この予算につきましては、3月12日の理事会、3月14日の評議員会で承認をいただいております。

以上で報告を終わります。よろしくお願いいたします。

○議長（各務吉則君）

これより本件に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

[挙手する者なし]

質疑なしと認めます。

これで質疑を終結いたします。

これで報第6号の報告を終わります。

◎報第7号及び報第8号について（報告・質疑）

○議長（各務吉則君）

日程第5、報第7号 健全化判断比率の報告について、日程第6、報第8号 資金不足比率の報告について、以上2件の報告を求めます。

総務部長。

○総務部長（河尻健吾君）

おはようございます。

それでは、報第7号 健全化判断比率について報告させていただきます。

議案書の31ページをお開きください。

この報告は、地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項の規定により、平成30年度決算に係る健全化判断比率を下記及び別冊のとおり監査委員の意見を付して報告するものでございます。

下呂市の平成30年度の比率は、報告書のとおりでございます。

まず、実質赤字比率と連結実質赤字比率につきましては、実質収支が黒字または資金剰余金が生じているため、比率はございません。

実質公債費比率は、前年度より0.2ポイント改善して、13.1%でございます。この比率は、過去3カ年、平成28年度から30年度の平均で算出するもので、単年度比率で見ますと、平成30年度は前年度に比べ0.7ポイント改善していますが、これは元利償還金及び基準財政需要額に算入された公債費等の額が減ったことによるものです。

将来負担比率につきましては、平成29年度は将来負担比率を充当可能財源が上回っていたため、比率なしでしたが、平成30年度は将来負担額を充当可能財源が下回ったため、11.5%となり、悪

化しました。

悪化の主な要因は、大型建設事業及び災害復旧事業により、地方債の現在高が5億4,082万5,000円の増、災害対応等に伴い、財政調整基金の現在高が15億6,521万5,000円の減となったこと、逆に改善の要因として、公営企業債等、繰り入れ見込み額が10億5,034万8,000円減となりましたが、将来負担額を充当可能財源が下回ったためです。

下呂市におきましては、いずれの比率も国の示した早期健全化基準を下回っており、健全段階でありますので、報告させていただきます。令和元年9月2日提出。

続きまして、33ページをお開きください。

報第8号 資金不足比率について報告させていただきます。

この報告につきましても、報第7号と同じく、地方公共団体の財政の健全化に関する法律第22条第1項の規定により、各公営企業会計の平成30年度決算に係る資金不足比率を下記及び別冊のとおり監査委員の意見をつけて報告するものでございます。

本来なら、公営企業会計ごとに担当部局より報告すべきものですが、総務部でまとめて報告をさせていただきます。

資金不足比率は、公営企業会計ごとの資金不足額の事業規模に対する比率であり、国が示す経営健全化基準20%以上となった場合には、経営健全化計画を定めなければなりません。

下呂市におきましては、報告書のとおり資金不足が生じた公営企業会計はないため、平成30年度の資金不足比率については、該当がないことを報告させていただきます。令和元年9月2日提出。

以上、報告させていただきます。

○議長（各務吉則君）

ただいま報告がありました報第7号及び報第8号につきましても、地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項及び第22条第1項の規定により、下呂市監査委員の審査が行われております。

よって、その結果につきましても、監査委員の報告を求めます。

杉山監査委員。

○監査委員（杉山好巳君）

それでは、お手元に配付されております平成30年度下呂市財政健全化及び経営健全化審査意見書をごらんください。

2枚目に審査結果を載せております。

この審査は、市長から提出されました平成30年度決算に基づく健全化判断比率及び資金不足比率、並びにその算定の基礎となる事項を記載した書類が適正に作成されているかどうかを主眼として実施いたしました。

審査の期間は、7月19日から同月31日までです。

審査の結果、審査に付されました、先ほど報告の健全化判断比率及び資金不足比率、並びにそ

の算定の基礎となる事項を記載した書類は、いずれも適正に作成されているものと認められました。

以上、御報告申し上げます。

○議長（各務吉則君）

これより本2件に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

[挙手する者なし]

質疑なしと認めます。

これで質疑を終結いたします。

これで報第7号及び報第8号の報告を終わります。

◎報第9号について（報告・質疑）

○議長（各務吉則君）

日程第7、報第9号 放棄した債権の報告について、報告を求めます。

総務部長。

○総務部長（河尻健吾君）

それでは、議案書の35ページをお開きください。

報第9号 放棄した債権の報告について。

下呂市債権管理条例第16条第1項の規定により、別紙のとおり市の債権を放棄したので、同条第2項の規定により報告する。令和元年9月2日提出。

36ページをお開きください。

別紙の上段では、債権の名称は、水道料金、担当部署は上下水道課、放棄事由は第1号で、債権放棄の年月日が異なって2行に分かれておりますが、計で人数が91人、件数が1,205件、金額が311万4,336円で、放棄年月日が平成31年1月24日と平成31年3月27日でございます。

次に、放棄事由が第3号で、人数が6名、件数が108件、金額が19万8,097円で、放棄年月日が平成31年3月27日でございます。

次に、放棄事由が第4号で、人数が8人、件数が34件、金額が9万9,710円で、放棄年月日が平成31年3月27日でございます。

次に、債権放棄事由が第5号、人数が1名、件数が12件、金額が3万5,940円で、放棄年月日が平成31年3月27日でございます。

水道料金の計で、人数が106人、件数が1,359件、金額が344万8,083円でございます。

次に、債権の名称は、ごみ処理手数料、担当部署は環境施設課、放棄事由は第4号、人数が1名、件数が2件、金額が1万1,062円で、放棄年月日が平成31年3月27日でございます。

合計で、人数が107人、件数が1,361件、金額が345万9,145円でございます。

なお、それぞれの放棄事由につきましては、別紙の下段に載っておりますので、ごらんをくだ

さい。

報告は以上でございます。

○議長（各務吉則君）

これより本件に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

[挙手する者あり]

13番 中島達也君。

○13番（中島達也君）

13番 中島ですが、簡単というか、状況をちょっとお聞きしたいんですが、いろいろ回収の努力をされた結果だろうというふうに思っておりますが、こういった傾向はふえていくのか、減少傾向にあるのか。その辺のちょっと状況を説明していただきたいと思います。

それから、水道料金が主な債権放棄ですが、これは現在、通水なんかはどのような状況になっているのか。簡単なことですが、その辺のことについて、ちょっと教えてください。

○議長（各務吉則君）

総務部長。

○総務部長（河尻健吾君）

最初の増加傾向にあるかどうかという話でございますけれども、この債権放棄条例の適用につきましては、昨年から適用して報告をさせていただいております。昨年の金額が457万8,187円ということで、本年度は若干金額は減っております。

ただ、始めたばかりということもございますので、もう一、二年、状況を見きわめるといいますか、そこら辺でその金額がどういうふうになってくるかということが見えてくるのかなというふうに思っておりますし、条例に基づいて、債権放棄ができるものについては、しっかり債権放棄をしていくというような方向で向かっておりますし、しっかり徴収ができるものはしっかり徴収するというので、この債権については債権管理室が預かっておりますけれども、徴収ができる債権については各担当課に戻して、しっかり徴収をしていくというような形で取り組んでおりますので、よろしく申し上げます。以上でございます。

○議長（各務吉則君）

生活部長。

○生活部長（藤澤友治君）

通水につきましては、基本的にメーターを取っておりますので、通水はないと考えております。よろしく申し上げます。

[挙手する者あり]

○議長（各務吉則君）

13番 中島達也君。

○13番（中島達也君）

これからいろんなことが予想されると思うんですが、やはりこういった手数料、使用料というのは、受益者公平の負担という原則がありますので、そういったこと、それから回収のほうもいろいろ大変だろうと思いますけれども、引き続き御努力を願いたいと思います。

○議長（各務吉則君）

ほかに質疑はありませんか。

[挙手する者なし]

これで質疑を終結いたします。

これで報第9号の報告を終わります。

◎報第10号について（報告・質疑）

○議長（各務吉則君）

日程第8、報第10号 平成30年度下呂市簡易水道事業特別会計繰越明許費繰越計算書の報告について報告を求めます。

生活部長。

○生活部長（藤澤友治君）

それでは、平成30年度下呂市簡易水道事業特別会計繰越明許費繰越計算書の報告について説明をさせていただきます。

議案書の37ページをお願いいたします。

報第10号 平成30年度下呂市簡易水道事業特別会計繰越明許費繰越計算書の報告について。

平成30年度下呂市簡易水道事業特別会計繰越明許費繰越計算書を地方自治法施行令第146条第2項の規定により報告する。令和元年9月2日提出。

それでは、議案書の38ページをお願いいたします。

平成30年度下呂市簡易水道事業特別会計繰越明許費繰越計算書でございます。

内容について、御説明をいたします。

3款施設整備費、1項施設整備費、事業名でございますが、簡易水道施設整備費（落合浄水場改良工事）でございます。金額は、4,952万4,000円、翌年度繰越額、同額の4,952万4,000円。財源内訳でございますが、既に収入された特定財源としまして242万4,000円、未収入特定財源といたしまして、市債でございますが、4,710万円。

次に、2つ目の事業でございますが、簡易水道施設災害復旧費（馬瀬西村配水池送水管・配水管復旧工事）でございます。金額は648万円、翌年度繰越額は同額の648万円でございます。財源内訳でございますが、既に収入された特定財源としまして413万6,000円、未収入特定財源といたしまして、国・県支出金234万4,000円。

以上、2事業でございます。

簡易水道特別会計は、平成31年3月31日で打ち切り決算を行いまして、平成31年4月1日に地方公営企業法を全部適用し、公営企業に移行しております。平成31年3月議会に繰越明許費の補

正予算を提出し、議決をいただいておりますが、公営企業に移行したということで、繰越明許費はないとの判断で、6月議会には繰越明許費計算書の報告をいたしませんでしたが、再度、地方自治法、公営企業法等を調べましたところ、議会に報告する必要がございましたので、この9月議会に定例会で報告をさせていただきました。

以上で、報第10号 平成30年度下呂市簡易水道事業特別会計繰越明許費繰越計算書の報告について説明を終わります。御審議のほど、よろしくお願いいたします。

○議長（各務吉則君）

これより本件に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

[挙手する者なし]

質疑なしと認めます。

これで質疑を終結いたします。

これで報第10号の報告を終わります。

◎諮第1号について（議案説明・質疑・討論・採決）

○議長（各務吉則君）

日程第9、諮第1号 人権擁護委員候補者の推薦についてを議題といたします。

諮第1号について、提案理由の説明を求めます。

市長。

○市長（服部秀洋君）

諮第1号 人権擁護委員候補者の推薦について。

次の者を人権擁護委員候補者として推薦したいので、人権擁護委員法第6条第3項の規定により、議会の意見を求める。

氏名、井上和美さん、住所、年齢は記載のとおりでございます。令和元年9月2日提出。

提案理由、人権擁護委員 井上和美氏が、令和元年12月31日に任期満了となるためでございます。

以上、御審議のほど、よろしくお願いいたします。

○議長（各務吉則君）

これより本件に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

[挙手する者なし]

質疑なしと認めます。

これで質疑を終結いたします。

お諮りします。ただいま説明いただきました諮第1号については、会議規則第37条第3項の規定によって委員会付託を省略したいと思っております。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、諮第1号については委員会付託を省略することに決定いたしました。

これより討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許可いたします。

討論はありませんか。

〔挙手する者なし〕

次に、原案に賛成者の発言を許可いたします。

討論はありませんか。

〔挙手する者なし〕

討論なしと認めます。

これで討論を終結いたします。

お諮りします。諮第1号 人権擁護委員候補者の推薦について、本件は井上和美さんを適任とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、諮第1号については井上和美さんを適任とすることに決定いたしました。

◎同第8号及び同第9号について（議案説明・質疑・討論・採決）

○議長（各務吉則君）

日程第10、同第8号 下呂市功労者表彰につき同意を求めることについて、日程第11、同第9号 下呂市功労者表彰につき同意を求めることについて、以上2件を一括議題といたします。

同第8号及び同第9号の2件について、提案理由の説明を求めます。

市長。

○市長（服部秀洋君）

同第8号 下呂市功労者表彰につき同意を求めることについて。

次の者を下呂市功労者として表彰したいので、下呂市功労者等表彰条例第3条の規定により議会の同意を求めます。令和元年9月2日提出。

提案理由、下呂市功労者等表彰条例に規定する、その功労が特に顕著であると認めるため。

氏名、船坂節郎さん、住所、年齢は記載のとおりでございます。表彰領域、条例第3条第2号 社会福祉の向上。功績、保護司として、社会福祉の向上に御貢献をいただきました。

次ページをお願いいたします。

同第9号 下呂市功労者表彰につき同意を求めることについて。

次の者を下呂市功労者として表彰したいので、下呂市功労者等表彰条例第3条の規定により議会の同意を求めます。令和元年9月2日提出。

提案理由、下呂市功労者等表彰条例に規定する、その功労が特に顕著であると認めるためでございます。

氏名、山内茂義さん、住所、年齢は記載のとおりでございます。表彰領域、条例第3条第3号保健衛生の向上。功績、薬剤師として、保健衛生の向上に御貢献をされました。

以上でございます。御審議のほど、よろしくお願いいたします。

○議長（各務吉則君）

これより本2件に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔挙手する者なし〕

質疑なしと認めます。

これで質疑を終結いたします。

お諮りします。ただいま説明いただきました同第8号及び同第9号については、会議規則第37条第3項の規定により委員会付託を省略したいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、同第8号及び同第9号については委員会付託を省略することに決定いたしました。

これより討論を行います。

まず、本2件に反対者の発言を許可いたします。

討論はありませんか。

〔挙手する者なし〕

次に、本2件に賛成者の発言を許可いたします。

討論はありませんか。

〔挙手する者なし〕

討論なしと認めます。

これで討論を終結いたします。

これより採決を行います。

同第8号 下呂市功労者表彰につき同意を求めることについて、本件を原案のとおり同意することに賛成の方は挙手願います。

〔賛成者挙手〕

挙手全員です。よって、同第8号については同意することに決定いたしました。

同第9号 下呂市功労者表彰につき同意を求めることについて、本件を原案のとおり同意することに賛成の方は挙手願います。

〔賛成者挙手〕

挙手全員です。よって、同第9号については同意することに決定いたしました。

◎同第10号について（議案説明・質疑・討論・採決）

○議長（各務吉則君）

日程第12、同第10号 下呂市農業委員会委員の任命につき認定農業者等が委員の過半数を占めることを要しない場合の同意についてを議題といたします。

同第10号について、提案理由の説明を求めます。

農林部長。

○農林部長（河合 修君）

おはようございます。

それでは、同第10号 下呂市農業委員会委員の任命につき認定農業者等が委員の過半数を占めることを要しない場合の同意について、提案理由を説明いたします。

下呂市農業委員会委員の任命につき、委員の少なくとも4分の1を認定農業者等及び準ずる者としたので、農業委員会等に関する法律施行規則第2条第2項の規定により、議会の同意を求めるものでございます。令和元年9月2日提出。

提案理由でございます。

認定農業者等が委員の過半数を占めることを要しない場合において、農業委員会等に関する法律施行規則第2条第2項を適用するため、議会の同意を求めるものでございます。

御審議のほど、よろしく願いいたします。

○議長（各務吉則君）

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

[挙手する者あり]

9番 伊藤巖悟君。

○9番（伊藤巖悟君）

下呂市の実情を示しておるかなあと考えて、今お聞きをしましたが、2分の1いなければならぬのが、該当しないので4分の1にするということでしょう。そういうことでしょう。これは農業施策の基本にかかわる問題だと思いますので、また私、議論しますけれども、そういう実情をしっかりと執行部は把握して、行政運営に当たらないといけないということを申し上げておきます。以上。

○議長（各務吉則君）

ほかに質疑はありませんか。

[挙手する者なし]

これで質疑を終結いたします。

お諮りします。ただいま説明いただきました同第10号については、会議規則第37条第3項の規定により委員会付託を省略したいと思います。これに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

異議なしと認めます。よって、同第10号については委員会付託を省略することに決定いたしました。

これより討論を行います。

まず、本件に反対者の発言を許可いたします。

討論はありませんか。

[挙手する者なし]

次に、本件に賛成者の発言を許可いたします。

討論はありませんか。

[挙手する者なし]

討論なしと認めます。

これで討論を終結いたします。

これより採決を行います。

同第10号 下呂市農業委員会委員の任命につき認定農業者等が委員の過半数を占めることを要しない場合の同意について、本件を原案のとおり同意することに賛成の方は挙手願います。

[賛成者挙手]

挙手全員です。よって、同第10号については同意することに決定いたしました。

◎同第11号から同第24号までについて（議案説明・質疑・討論・採決）

○議長（各務吉則君）

日程第13、同第11号 下呂市農業委員会委員の任命について、日程第14、同第12号 下呂市農業委員会委員の任命について、日程第15、同第13号 下呂市農業委員会委員の任命について、日程第16、同第14号 下呂市農業委員会委員の任命について、日程第17、同第15号 下呂市農業委員会委員の任命について、日程第18、同第16号 下呂市農業委員会委員の任命について、日程第19、同第17号 下呂市農業委員会委員の任命について、日程第20、同第18号 下呂市農業委員会委員の任命について、日程第21、同第19号 下呂市農業委員会委員の任命について、日程第22、同第20号 下呂市農業委員会委員の任命について、日程第23、同第21号 下呂市農業委員会委員の任命について、日程第24、同第22号 下呂市農業委員会委員の任命について、日程第25、同第23号 下呂市農業委員会委員の任命について、日程第26、同第24号 下呂市農業委員会委員の任命について、以上14件を一括議題といたします。

同第11号から同第24号までの14議案について、提案理由の説明を求めます。

市長。

○市長（服部秀洋君）

同第11号 下呂市農業委員会委員の任命について。

次の者を下呂市農業委員会委員に任命したいので、農業委員会等に関する法律第8条第1項の規定により議会の同意を求めるものでございます。

氏名、嶋田浩さん、住所、年齢は記載のとおりです。令和元年9月2日提出。

提案理由、農業委員会委員の任期満了に伴い、新委員に任命するためでございます。

以降、第24号まで同じ提案理由でございますので、省略をさせていただきます。

同第12号 下呂市農業委員会委員の任命について。

次の者を下呂市農業委員会委員に任命したいので、農業委員会等に関する法律第8条第1項の規定により議会の同意を求める。

氏名、中島義彦さん、住所、年齢は記載のとおりです。令和元年9月2日提出。

続いて、同第13号 下呂市農業委員会委員の任命について。

次の者を下呂市農業委員会委員に任命したいので、農業委員会等に関する法律第8条第1項の規定により議会の同意を求める。

氏名、熊崎みどりさん。令和元年9月2日提出。

次ページをお願いします。

同第14号 下呂市農業委員会委員の任命について。

次の者を下呂市農業委員会委員に任命したいので、農業委員会等に関する法律第8条第1項の規定により議会の同意を求める。

氏名、中川元宏さん。令和元年9月2日提出。

次ページをお願いいたします。

同第15号 下呂市農業委員会委員の任命について。

次の者を下呂市農業委員会委員に任命したいので、農業委員会等に関する法律第8条第1項の規定により議会の同意を求める。

氏名、山下康子さん。令和元年9月2日提出。

次ページをお願いいたします。

同第16号 下呂市農業委員会委員の任命について。

次の者を下呂市農業委員会委員に任命したいので、農業委員会等に関する法律第8条第1項の規定により議会の同意を求める。

氏名、上野耕正さん。令和元年9月2日提出。

次ページをお願いします。

同第17号 下呂市農業委員会委員の任命について。

次の者を下呂市農業委員会委員に任命したいので、農業委員会等に関する法律第8条第1項の規定により議会の同意を求める。

氏名、中島尊治さん。令和元年9月2日提出。

次ページをお願いします。

同第18号 下呂市農業委員会委員の任命について。

次の者を下呂市農業委員会委員に任命したいので、農業委員会等に関する法律第8条第1項の規定により議会の同意を求める。

氏名、鎌倉誠也さん。令和元年9月2日提出。

次ページをお願いします。

同第19号 下呂市農業委員会委員の任命について。

次の者を下呂市農業委員会委員に任命したいので、農業委員会等に関する法律第8条第1項の規定により議会の同意を求める。

氏名、細江忠光さん。

次ページをお願いいたします。

同第20号 下呂市農業委員会委員の任命について。

次の者を下呂市農業委員会委員に任命したいので、農業委員会等に関する法律第8条第1項の規定により議会の同意を求める。

氏名、佐古健さん。令和元年9月2日提出。

次ページをお願いいたします。

同第21号 下呂市農業委員会委員の任命について。

次の者を下呂市農業委員会委員に任命したいので、農業委員会等に関する法律第8条第1項の規定により議会の同意を求める。

氏名、高木康則さん。令和元年9月2日提出。

次ページをお願いします。

同第22号 下呂市農業委員会委員の任命について。

次の者を下呂市農業委員会委員に任命したいので、農業委員会等に関する法律第8条第1項の規定により議会の同意を求める。

氏名、金森茂俊さん。令和元年9月2日提出。

次ページをお願いします。

同第23号 下呂市農業委員会委員の任命について。

次の者を下呂市農業委員会委員に任命したいので、農業委員会等に関する法律第8条第1項の規定により議会の同意を求める。

氏名、小林寿さん。令和元年9月2日提出。

次ページをお願いします。

同第24号 下呂市農業委員会委員の任命について。

次の者を下呂市農業委員会委員に任命したいので、農業委員会等に関する法律第8条第1項の規定により議会の同意を求める。

氏名、二村昭司さん。令和元年9月2日提出。

以上、御審議のほど、よろしくをお願いいたします。

○議長（各務吉則君）

これより本14件に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

[挙手する者なし]

質疑なしと認めます。

これで質疑を終結いたします。

お諮りします。ただいま説明いただきました同第11号から同第24号までの14議案については、会議規則第37条第3項の規定により委員会付託を省略したいと思えます。これに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

異議なしと認めます。よって、同第11号から同第24号までの14議案については委員会付託を省略することに決定いたしました。

これより討論を行います。

まず、本14件に反対者の発言を許可いたします。

討論はありませんか。

[挙手する者なし]

次に、本14件に賛成者の発言を許可いたします。

討論はありませんか。

[挙手する者なし]

討論なしと認めます。

これで討論を終結いたします。

これより採決を行います。

同第11号 下呂市農業委員会委員の任命について、本件を原案のとおり同意することに賛成の方は挙手願います。

[賛成者挙手]

挙手全員です。よって、同第11号については同意することに決定いたしました。

同第12号 下呂市農業委員会委員の任命について、本件を原案のとおり同意することに賛成の方は挙手願います。

[賛成者挙手]

挙手全員です。よって、同第12号については同意することに決定いたしました。

同第13号 下呂市農業委員会委員の任命について、本件を原案のとおり同意することに賛成の方は挙手願います。

[賛成者挙手]

挙手全員です。よって、同第13号については同意することに決定いたしました。

同第14号 下呂市農業委員会委員の任命について、本件を原案のとおり同意することに賛成の方は挙手願います。

[賛成者挙手]

挙手全員です。よって、同第14号については同意することに決定いたしました。

同第15号 下呂市農業委員会委員の任命について、本件を原案のとおり同意することに賛成の方は挙手願います。

〔賛成者挙手〕

挙手全員です。よって、同第15号については同意することに決定いたしました。

同第16号 下呂市農業委員会委員の任命について、本件を原案のとおり同意することに賛成の方は挙手願います。

〔賛成者挙手〕

挙手全員です。よって、同第16号については同意することに決定いたしました。

同第17号 下呂市農業委員会委員の任命について、本件を原案のとおり同意することに賛成の方は挙手願います。

〔賛成者挙手〕

挙手全員です。よって、同第17号については同意することに決定いたしました。

同第18号 下呂市農業委員会委員の任命について、本件を原案のとおり同意することに賛成の方は挙手願います。

〔賛成者挙手〕

挙手全員です。よって、同第18号については同意することに決定いたしました。

同第19号 下呂市農業委員会委員の任命について、本件を原案のとおり同意することに賛成の方は挙手願います。

〔賛成者挙手〕

挙手全員です。よって、同第19号については同意することに決定いたしました。

同第20号 下呂市農業委員会委員の任命について、本件を原案のとおり同意することに賛成の方は挙手願います。

〔賛成者挙手〕

挙手全員です。よって、同第20号については同意することに決定いたしました。

同第21号 下呂市農業委員会委員の任命について、本件を原案のとおり同意することに賛成の方は挙手願います。

〔賛成者挙手〕

挙手全員です。よって、同第21号については同意することに決定いたしました。

同第22号 下呂市農業委員会委員の任命について、本件を原案のとおり同意することに賛成の方は挙手願います。

〔賛成者挙手〕

挙手全員です。よって、同第22号については同意することに決定いたしました。

同第23号 下呂市農業委員会委員の任命について、本件を原案のとおり同意することに賛成の方は挙手願います。

〔賛成者挙手〕

挙手全員です。よって、同第23号については同意することに決定いたしました。

同第24号 下呂市農業委員会委員の任命について、本件を原案のとおり同意することに賛成の方は挙手願います。

〔賛成者挙手〕

挙手全員です。よって、同第24号については同意することに決定いたしました。

◎議第28号から議第40号までについて（議案説明・質疑・委員会付託）

○議長（各務吉則君）

日程第27、議第28号 飛騨農業共済事務組合同規約の一部を改正する規約について、日程第28、議第29号 飛騨農業共済事務組合の解散について、日程第29、議第30号 飛騨農業共済事務組合の解散に伴う財産処分について、日程第30、議第31号 下呂市地域コミュニティ施設設置条例の一部を改正する条例について、日程第31、議第32号 下呂市第1号会計年度任用職員の報酬、期末手当及び費用弁償に関する条例について、日程第32、議第33号 下呂市第2号会計年度任用職員の給与に関する条例について、日程第33、議第34号 地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例について、日程第34、議第35号 下呂市印鑑条例の一部を改正する条例について、日程第35、議第36号 下呂市消防関係手数料条例の一部を改正する条例について、日程第36、議第37号 下呂市ゆったり館条例の一部を改正する条例について、日程第37、議第38号 財産の譲与について、日程第38、議第39号 財産の譲与について、日程第39、議第40号 財産の譲与について、以上13件を一括議題といたします。

最初に、議第28号から議第30号までの3議案について、提案理由の説明を求めます。

農林部長。

○農林部長（河合 修君）

それでは、議案書の75ページをお願いいたします。

議第28号 飛騨農業共済事務組合同規約の一部を改正する規約について。

地方自治法第286条第1項の規定に基づき、飛騨農業共済事務組合同規約の一部を改正することについて、関係地方公共団体と協議するため、同法第290条の規定に基づき議会の議決を求める。令和元年9月2日提出。

提案理由でございます。

地方自治法施行令第218条の2の規定により、飛騨農業共済事務組合が解散した場合の事務の承継団体を明記するため、当該規約の一部を改正することについて、議会の議決を求めるものでございます。

77ページの規約要綱で説明いたします。

改正理由につきましては、ただいま申し上げました提案理由と同じでございますので、省略させていただきます。

2の概要、(1)組合が解散した場合においては、高山市が事務を承継することを規定します。

第16条関係。(2)この規約は、知事の許可があった日から施行します。附則関係でございます。

続きまして、79ページをお開き願います。

議第29号 飛騨農業共済事務組合の解散について。

地方自治法第288条の規定により、令和2年3月31日をもって飛騨農業共済事務組合を解散することについて、別紙のとおり関係地方公共団体と協議するため、同法第290条の規定に基づき議会の議決を求めるものでございます。令和元年9月2日提出。

提案理由でございます。

農業共済事業の効率化、合理化を目指して、令和2年4月1日に県下全域を対象とした農業共済組合を設立するため、飛騨農業共済事務組合を解散することについて、議会の議決を求めるものでございます。

80ページに解散に関する協議書がありますので、内容を読ませていただきます。

地方自治法第288条の規定に基づき、飛騨農業共済事務組合の解散について、次のとおり定める。

1. 解散の期日。令和2年3月31日をもって解散するものとする。解散の理由、農業共済事業のより一層の効率化、合理化を目指して、令和2年4月1日に県下全域を対象とした農業共済組合を設立するため、飛騨農業共済事務組合を解散しようとするものである。3. 事業の譲渡、解散に伴い、飛騨農業共済事務組合農業共済条例に基づき行っている残存する共済事業の全部を岐阜県農業共済組合に譲り渡すものとする。4. 事務運営負担金残額及び岐阜県市町村職員退職手当組合負担金返還額の移行。事務運営負担金残額及び岐阜県市町村職員退職手当組合脱退に係る負担金返還額については、下記のとおり移行するものとするというふうで、移行先、移行割合、3市1村の負担割合が出ております。下呂市におきましては、21.44%の案分率で返還をするということになっております。

続きまして、81ページをお開きください。

議第30号 飛騨農業共済事務組合の解散に伴う財産処分について。

地方自治法第289条の規定により、飛騨農業共済事務組合の解散に伴い、財産を処分することについて、別紙のとおり関係地方公共団体と協議するため、同法第290条の規定に基づき議会の議決を求める。令和元年9月2日提出。

提案理由でございます。

飛騨農業共済事務組合の解散に伴い、財産を処分することについて、議会の議決を求めるものでございます。

82ページに財産処分に関する協議書が出ております。

飛騨農業共済事務組合の解散に伴う財産処分に関する協議書。

地方自治法第289条の規定により、飛騨農業共済事務組合の解散に伴う財産について次のとおり定める。

飛騨農業共済事務組合を解散することに伴い、同組合の財産を全て岐阜県農業共済組合へ帰属

させるものとするというふうで、83ページに財産の項目、数量・面積、帰属先などが表となっておりますので、御確認をお願いいたします。

以上、飛騨農業共済組合の一本化に伴います飛騨農業共済組合の解散に係る議案は以上でございます。御審議のほど、よろしくをお願いいたします。

○議長（各務吉則君）

次に、議第31号について提案理由の説明を求めます。

市長公室長。

○市長公室長（桂川国男君）

それでは、議案書の85ページをお開きいただきたいと思います。

議第31号 下呂市地域コミュニティ施設設置条例の一部を改正する条例について。

下呂市地域コミュニティ施設設置条例の一部を改正する条例を次のとおり定める。令和元年9月2日提出。

提案理由でございます。

下呂市地域コミュニティ施設である下呂少ヶ野北部集会所、下呂少ヶ野南部集会所及び下呂市三原集会所について、公の施設の見直し方針に基づき地域に施設を譲与し、地域事情に応じた運用を可能とすることで、より効果的に活用し住民活動の継続を図るため、当該条例の一部を改正するものでございます。

87ページの条例要綱をお開きいただきたいと思います。

下呂市地域コミュニティ施設設置条例の一部を改正する条例要綱。

1. 改正理由につきましては、今ほどの提案理由と同じでございますので、省略をさせていただきます。2. 概要、(1)下呂少ヶ野北部集会所、下呂少ヶ野南部集会所及び下呂市三原集会所を下呂市地域コミュニティ施設から除外します。第2条関係でございます。(2)この条例は、令和元年10月1日から施行します。附則関係でございます。

以上でございます。御審議、よろしくをお願いいたします。

○議長（各務吉則君）

次に、議第32号から議第35号までの4議案について、提案理由の説明を求めます。

総務部長。

○総務部長（河尻健吾君）

それでは、議案書の89ページをお開きください。

議第32号 下呂市第1号会計年度任用職員の報酬、期末手当及び費用弁償に関する条例について。

下呂市第1号会計年度任用職員の報酬、期末手当及び費用弁償に関する条例を別紙のとおり定める。令和元年9月2日提出。

提案理由、第1号会計年度任用職員の報酬等を規定するため、当該条例を制定するものでございます。

条例要綱にて説明をいたしますので、94ページをお開きください。

下呂市第1号会計年度任用職員の報酬、期末手当及び費用弁償に関する条例要綱。

1. 制定理由、地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律が公布され、令和2年4月1日から会計年度任用職員制度の運用が始まります。当市の第1号会計年度任用職員（パートタイム会計年度任用職員）の報酬等を規定するため、当該条例を制定するものでございます。

2. 概要、(1)パートタイム会計年度任用職員の報酬の種別及び上限を次のとおり規定します。支給方法、上限は、表のとおりでございます。ただし、医師及び薬剤師として任用するパートタイム会計年度任用職員については、任命権者がその上限を定めるものとします。また、パートタイム会計年度任用職員に対し、特殊勤務報酬、時間外勤務報酬、休日勤務割増報酬、夜間割増報酬及び期末手当並びに費用弁償を支給することを規定します。第2条関係でございます。

(2)報酬のうち、特殊勤務報酬、休日勤務割増報酬及び夜間勤務割増報酬については、職員の例により支給することを規定します。第3条、第5条及び第6条関係でございます。

(3)正規の勤務時間以外の時間に勤務したパートタイム会計年度任用職員に対し、時間外勤務報酬を支給することを規定します。また、支給率は職員の例によりますが、勤務時間が常勤の職員の勤務時間を超えない場合は、支給率が減算されるものとします。第4条関係でございます。

(4)パートタイム会計年度任用職員に支給する期末手当の支給率等を規定します。

95ページをお願いします。

基本的な支給率は6月、12月ともに100分の72.5とし、在職期間に応じ逡減するものとします。第7条関係でございます。

(5)パートタイム会計年度任用職員の報酬の支給日及び中途採用・退職の際の報酬の支給方法について規定します。第8条関係でございます。

(6)パートタイム会計年度任用職員の勤務1時間当たりの報酬額の算出方法について規定します。第9条関係でございます。

(7)月額及び日額により報酬を支給するパートタイム会計年度任用職員が、年休・特別休暇を除いて、正規の勤務時間に勤務しないときは、その時間につき報酬額を減額することを規定します。第10条関係でございます。

(8)報酬から控除するものについて規定します。第11条関係でございます。

(9)パートタイム会計年度任用職員に支給する通勤に対する費用弁償は、通勤回数を考慮し規則で定めるものとし、金額の根拠は、職員の例によるものとします。第12条関係でございます。

(10)パートタイム会計年度任用職員が公務で旅行をした場合は、職員の例により費用弁償を支給することとします。第13条関係でございます。

(11)給与の口座振替について、職員の例によるものとします。第14条関係でございます。

(12)この条例に定めるもののほか、必要な事項は規則で定めるものとします。第15条関係でございます。

(13)この条例は、令和2年4月1日から施行します。附則第1項関係でございます。

(14) 現行の制度で任用されている者が、パートタイム会計年度任用職員に移行した場合、令和2年6月に支給する期末手当に係る在職期間を通算することを規定します。附則第2項関係でございます。

以上でございます。

引き続き、97ページをお開きください。

議第33号 下呂市第2号会計年度任用職員の給与に関する条例について。

下呂市第2号会計年度任用職員の給与に関する条例を別紙のとおり定める。令和元年9月2日提出。

提案理由、第2号会計年度任用職員の給与を規定するため、当該条例を制定するものでございます。

条例要綱にて説明をいたします。107ページをお開きください。

下呂市第2号会計年度任用職員の給与に関する条例要綱。

1. 制定理由、地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律が公布され、令和2年4月1日から会計年度任用職員制度の運用が始まります。当市の第2号会計年度任用職員（フルタイム会計年度任用職員）の給与を規定するため、当該条例を制定するものでございます。

2. 概要、(1)フルタイム会計年度任用職員の給料について定義をします。また、生活に必要な物が支給されたときは、下呂市職員の給与に関する条例の例により、そのフルタイム会計年度任用職員の給料から控除されることを規定します。第2条関係でございます。

(2)フルタイム会計年度任用職員の給料表を別表第1のとおり定めます。また、職務の内容に応じ、給料表に定める職務の級に分類するものとし、その基準となるべき標準的な職務の内容は次のとおりといたします。表のとおりでございます。第3条及び第4条関係でございます。

(3)フルタイム会計年度任用職員の職務の級及び号給は、任命権者が別に定める基準に従い決定するものとします。第5条関係でございます。

(4)フルタイム会計年度任用職員の給与の支給については、職員の支給方法に準ずることを規定します。第6条関係でございます。

(5)フルタイム会計年度任用職員に支給する通勤手当、特殊勤務手当、時間外勤務手当、休日勤務手当、夜間勤務手当及び宿日直手当については、職員の支給方法に準ずることを規定します。第7条、第8条、第10条から第13条及び第15条関係でございます。

108ページをお開きください。

(6)フルタイム会計年度任用職員が定められた時間に勤務しないとき、職員の場合と同様に給与を減額することを規定します。第9条関係でございます。

(7)フルタイム会計年度任用職員の勤務1時間当たりの給与額について、職員の場合と同様に算出することを規定します。第14条関係でございます。

(8)フルタイム会計年度任用職員に支給する期末手当について、再任用職員に準ずることを規定します。また、期末手当の不支給及び期末手当の支給の一時差しとめする場合は、職員の場合

と同様とすることを規定します。第16条から第18条関係でございます。

(9) 給与から控除するものについて規定します。第19条関係でございます。

(10) 給与の口座振込について、職員の例によるものとします。第20条関係でございます。

(11) この条例に定めるもののほか、必要な事項は規則で定めるものとします。第21条関係でございます。

(12) この条例は、令和2年4月1日から施行します。附則第1項関係でございます。

(13) 現行の制度で任用されている者が、フルタイム会計年度任用職員に移行した場合、令和2年6月に支給する期末手当に係る在職期間を通算することを規定します。附則第2項関係でございます。

(14) 下呂市職員等の旅費に関する条例をフルタイム会計年度任用職員に適用するため、一部改正を行います。附則第3項関係でございます。

引き続き、109ページをお願いいたします。

議第34号 地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例について。

地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例を別紙のとおり定める。令和元年9月2日提出。

提案理由、地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律が令和2年4月1日に施行され、会計年度任用職員制度の運用が始まるため、本条例を制定し、関係条例の一部を改正するものでございます。

条例要綱で説明をいたします。116ページをお開きください。

地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例要綱。

制定理由につきましては、提案理由と重複しますので省略をさせていただきます。

2. 概要、(1) 下呂市職員の分限の手續及び効果に関する条例で規定される休職期間について、会計年度任用職員はその任期の範囲内であることを規定します。第1条による改正規定中第3条関係でございます。

(2) 下呂市職員の懲戒の手續及び効果に関する条例で規定される減給の額について、第1号会計年度任用職員は報酬を減額対象とすることを規定します。第2条による改正規定中第4条関係でございます。

(3) 下呂市職員の勤務時間、休暇等に関する条例で規定される臨時的に任用される職員の勤務条件は、一般職と同様とするため、関係する規定を削ります。第3条による改正規定中第19条関係でございます。

(4) 下呂市職員の育児休業等に関する条例で規定される育児休業をしている職員の勤勉手当の支給及び育児休業から職場復帰後における号給の調整について、会計年度任用職員を適用除外とすることを規定します。第4条による改正規定中第7条及び第9条関係でございます。

(5) 地方公務員法の改正に伴い、引用している条文を改正します。第5条による改正規定中第2条及び第10条並びに第6条による改正規定中第2条関係でございます。

(6) 下呂市職員の給与に関する条例で規定される非常勤職員の給与について、会計年度任用職員制度の導入に伴い、新たに別に条例が定められるため、その旨の改正を行います。また、第24条の2の改正に伴い関係箇所を改正します。

117ページをお願いします。

第7条の改正規定による、第3条及び第24条の2関係でございます。

(7) 下呂市人事行政の運営等の状況の公表に関する条例で規定される報告事項から除く非常勤職員に、第2号会計年度任用職員は含まれないことを規定します。第8条による改正規定中第3条関係でございます。

(8) この条例は、令和2年4月1日から施行します。附則関係でございます。

引き続き、119ページをお願いします。

議第35号 下呂市印鑑条例の一部を改正する条例について。

下呂市印鑑条例の一部を改正する条例を別紙のとおり定める。令和元年9月2日提出。

提案理由、住民基本台帳法施行令等の改正により、住民票及び個人番号カードに旧氏の併記が可能になることに合わせ、印鑑登録原票及び印鑑登録証明書についても旧氏が併記できるようにし、印鑑登録証明事務処理要領の改正に合わせて表現を改め、同時に、性的マイノリティーに配慮して性別に関する記載を削除するため、当該条例の一部を改正するものでございます。

条例要綱にて説明をいたします。124ページをお開きください。

下呂市印鑑条例の一部を改正する条例要綱。

改正理由につきましては、提案理由と重複をいたしますので省略をさせていただきます。

2. 概要、(1) 印鑑登録証明事務処理要領に合わせ、表現を「市の住民基本台帳」から「市が備える住民基本台帳」に改めます。第2条関係。

(2) 登録することができない印鑑について、旧氏をあらわしていないものを加えます。住民票に「記録されている」の表現を「記載されている」に改めます。第5条関係。

(3) 印鑑登録原票及び印鑑登録証明書において登録及び記載する事項に旧氏を加え、男女の別を削り、「磁気テープ」の表現を「磁気ディスク」に改めます。第6条、第11条関係でございます。

(4) 印鑑登録の抹消の事由となる氏の変更について、氏に住民票に記載されている旧氏を含むことを加えます。第14条関係。

(5) この条例は令和元年11月5日から施行します。附則関係でございます。

以上でございます。御審議のほど、よろしく願いいたします。

○議長（各務吉則君）

休憩いたします。再開は11時30分といたします。

午前11時19分 休憩

○議長（各務吉則君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

議第36号について提案理由の説明を求めます。

消防長。

○消防長（田口伸一君）

議案書の125ページをお開きください。

議第36号 下呂市消防関係手数料条例の一部を改正する条例について。

下呂市消防関係手数料条例の一部を改正する条例を別紙のとおり定める。令和元年9月2日提出。

提案理由でございます。

消費税増税が令和元年10月1日に実施されることに伴い、地方公共団体の手数料の標準に関する政令に定める手数料の標準額の一部改正が行われるため、当該条例の一部を改正するものでございます。

条例要綱で御説明申し上げます。128ページをごらんください。

下呂市消防関係手数料条例の一部を改正する条例要綱でございます。

1. 改正理由。改正理由につきましては、提案理由と同じですので、省略をさせていただきます。

2. 概要、(1)下呂市消防関係手数料条例における手数料については、浮き屋根式特定屋外タンク貯蔵所及び浮きふた付特定屋外タンク貯蔵所の設置の許可に係る手数料を改めます。別表関係でございます。

(2)この条例は、令和元年10月1日から施行します。附則第1条関係でございます。

(3)改正後の手数料は、令和元年10月1日以降の申請に係る手数料に適用し、それ以前の申請に係る手数料については、従前のとおりとします。附則第2項関係でございます。

御審議のほど、よろしくお願いいたします。

○議長（各務吉則君）

次に、議第37号について提案理由の説明を求めます。

金山振興事務所長。

○金山振興事務所長（澤田勤之君）

それでは、議案書の129ページをごらんください。

議第37号 下呂市ゆったり館条例の一部を改正する条例について。

下呂市ゆったり館条例の一部を改正する条例を別紙のとおり定める。令和元年9月2日提出。

提案理由でございます。

指定管理者により継続的に施設の運営をすることができる料金とするため、当該条例の一部を改正するものでございます。

条例要綱にて説明しますので、132ページをお願いいたします。

下呂市ゆったり館条例の一部を改正する条例要綱。

1. 改正理由、ゆったり館の温泉は、源泉温度が低いため加温が必要です。最近の原油価格の高騰により、指定管理者の経営環境が厳しくなる中、継続的な施設運営を可能とする料金とするため、当該条例の一部を改正するものでございます。

2. 概要、(1)基本入浴料について、老人（70歳以上）の区分を削り、老人は大人の区分に組み込みます。また、大人料金の上限を750円に、小人料金の上限を650円にします。割引入浴料についても、老人の区分を削り、老人は大人の区分に組み込みます。別表関係でございます。

(2)この条例は、令和元年10月1日から施行します。附則関係でございます。

以上、御審議よろしくをお願いいたします。

○議長（各務吉則君）

次に、議第38号から議第40号までの3議案について、提案理由の説明を求めます。

総務部長。

○総務部長（河尻健吾君）

議案書の133ページをお開きください。

議第38号 財産の譲与について。

次のとおり財産を譲与する。

1. 譲与する財産、建物、所在地、下呂市少ヶ野182番地4、建物名称、下呂少ヶ野北部集会所、構造、木造平家建て、延べ床面積133.74平方メートル。

2. 譲与する相手方、下呂市少ヶ野、少ヶ野区区長 今井能和。

3. 譲与する理由、下呂市の公の施設見直し方針に基づき、公民館、集会所等の施設で地域に利用が特定される施設については、譲与を基本としており、施設所在地の上記団体と合意に達したので譲与するもの。

4. 譲与する日、令和元年10月1日。令和元年9月2日提出。

提案理由、地方自治法第96条第1項第6号の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

なお、施設敷地につきましては、下呂市と岐阜県でございます。

135ページをお開きください。

議第39号 財産の譲与について。

次のとおり財産を譲与する。

1. 譲与する財産、建物、所在地、下呂市少ヶ野601番地1、建物名称、下呂少ヶ野南部集会所、構造、木造平家建て、延べ床面積182.18平方メートル。

2. 譲与する相手方、下呂市少ヶ野、少ヶ野区区長 今井能和。

3. 譲与する理由、下呂市の公の施設見直し方針に基づき、公民館、集会所等の施設で地域に利用が特定される施設については、譲与を基本としており、施設所在地の上記団体と合意に達し

たので譲与するものです。

4. 譲与する日、令和元年10月7日。令和元年9月2日提出。

提案理由、地方自治法第96条第1項第6号の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

なお、施設敷地は、下呂市と民間所有でございます。

137ページをお開きください。

議第40号 財産の譲与について。

次のとおり財産を譲与する。

1. 譲与する財産、建物、所在地、下呂市三原88番地、建物名称、下呂市三原集会所、構造、木造平家建て、延べ床面積91.16平方メートル。

2. 譲与する相手方、下呂市少ヶ野、少ヶ野区区長 今井能和。

3. 譲与する理由、下呂市の公の施設見直し方針に基づき、公民館、集会所等の施設で地域に利用が特定される施設については、譲与を基本としており、施設所在地の上記団体と合意に達したので譲与するものでございます。

4. 譲与する日、令和元年10月1日。令和元年9月2日提出。

提案理由、地方自治法第96条第1項第6号の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

なお、施設敷地は、下呂市と岐阜県でございます。

以上でございます。御審議のほど、よろしく願いいたします。

○議長（各務吉則君）

これより本13件に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

[挙手する者なし]

質疑なしと認めます。

これで質疑を終結いたします。

議第28号から議第40号までの13議案について、お手元に配付してあります付託表のとおり、所管の常任委員会に付託いたします。

◎議第41号から議第52号までについて（議案説明・質疑・委員会付託）

○議長（各務吉則君）

日程第40、議第41号 令和元年度下呂市一般会計補正予算（第5号）、日程第41、議第42号 令和元年度下呂市国民健康保険事業特別会計（事業勘定）補正予算（第2号）、日程第42、議第43号 令和元年度下呂市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）、日程第43、議第44号 令和元年度下呂市介護保険特別会計（介護サービス事業勘定）補正予算（第2号）、日程第44、議第45号 令和元年度下呂市介護保険特別会計（保険事業勘定）補正予算（第3号）、日程第45、

議第46号 令和元年度下呂市下水道事業特別会計補正予算（第2号）、日程第46、議第47号 令和元年度下呂市国民健康保険事業特別会計（診療施設勘定）補正予算（第2号）、日程第47、議第48号 令和元年度下呂市下呂財産区特別会計補正予算（第1号）、日程第48、議第49号 令和元年度下呂市学校給食費特別会計補正予算（第1号）、日程第49、議第50号 令和元年度下呂市下水道事業会計補正予算（第2号）、日程第50、議第51号 令和元年度下呂市下呂温泉合掌村事業会計補正予算（第2号）、日程第51、議第52号 令和元年度下呂市立金山病院事業会計補正予算（第2号）、以上12件を一括議題といたします。

初めに、議第41号から議第52号までの12議案について、提案理由の説明を求めます。

市長。

○市長（服部秀洋君）

ただいま一括上程をされました議第41号から議第52号までの補正予算につきまして、提案理由の説明を申し上げます。

今回の補正予算は、各会計における平成30年度繰越金の確定と前年度事業精算に伴う補正が主な内容でございます。また、会計間における繰入金、繰出金の補正と関係する基金の増減調整をあわせて行っております。

議第41号 令和元年度下呂市一般会計補正予算（第5号）につきましては、ただいま御説明いたしました内容のほかに、歳入につきましては、森林環境譲与税の交付見込みによる地方譲与税の増額、普通交付税の交付額確定による増額、幼児教育無償化に伴う保育所保育料の減額及び子ども・子育て支援交付金の増額、財政調整基金の繰入額の減額、繰越金確定に伴う繰越金の増額などを計上しております。

歳出においては、財政調整基金への法定積立及び基金利子の積み立て、美輝の里建物売却収入のふるさと基金への積み立て、建設を進めている新最終処分場の事業場用地取得費や森林環境譲与税を活用して実施する林地台帳整備事業費、過年発生公共土木施設市単災害復旧費などの補正を計上しております。

議第42号から議第52号までの各特別会計、企業会計の補正予算につきましても、一般会計同様に平成30年度繰越金の確定と国・県の補助事業の確定分、会計間における繰入金、繰出金の補正と関係する基金の増額調整などが主な内容でございます。

なお、詳細につきましては各担当部長より説明を申し上げますので、よろしく願いいたします。

○議長（各務吉則君）

次に、議第41号から議第43号までの3議案について詳細説明を求めます。

総務部長。

○総務部長（河尻健吾君）

それでは、議第41号 令和元年度下呂市一般会計補正予算（第5号）の詳細説明を申し上げます。

補正予算書の1ページをお開きください。

令和元年度下呂市一般会計補正予算（第5号）は、次に定めるところによる。

第1条は、歳入歳出予算の補正でございます。歳入歳出予算の総額にそれぞれ4億1,405万4,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出とも218億7,435万9,000円とするものでございます。款項の区分、金額等は第1表によるものでございます。

第2条は、繰越明許費の補正で、繰越明許費の追加は第2表によるものでございます。

第3条は、地方債の補正で、地方債の変更は第3表によるものでございます。令和元年9月2日提出。

2ページをお開きください。

第1表 歳入歳出予算補正の歳入でございます。

2款地方譲与税は、森林環境譲与税の交付見込みにより5,794万7,000円の増額、10款地方特例交付金は、5,025万1,000円の増額で、幼児教育無償化に伴う子ども・子育て支援臨時交付金の交付見込み額4,659万9,000円の増額など、11款地方交付税は、普通交付税の交付額決定により4億2,594万9,000円の増額でございます。

14款使用料及び手数料は、5,138万9,000円の減額で、幼児教育無償化及び園児数変更に伴う保育所保育料4,602万3,000円の減額及び、現在施設を休止している位山自然の家施設使用料536万6,000円の減額でございます。

15款国庫支出金は、2,105万5,000円の増額で、介護保険事業における低所得者保険料軽減負担金の交付見込みによる620万4,000円の増額、過年度発生分の公共土木施設災害復旧事業に係る国庫負担金について、激甚災害の指定を受けたことによる負担率加算見込み分の1,252万5,000円の増額などでございます。

16款県支出金は、1,330万2,000円の増額で、国庫支出金と同様の理由で、低所得者保険料軽減負担分310万2,000円の増額、事業の採択見込みに伴う元気な農業産地構造改革支援事業補助金615万8,000円、中山間地域農業生産基盤整備促進事業補助金562万4,000円の増額などでございます。

17款財産収入は、2,938万9,000円の増額で、公の施設見直し方針に基づき、馬瀬総合観光株式会社へ譲渡した馬瀬西村地内の美輝の里建物売却収入2,930万4,000円の増額などでございます。

3ページへ参りまして、19款繰入金は1億9,004万5,000円の減額でございますが、このうち基金繰入金は財政調整基金繰入金2億5,000万円の減額、ふるさと基金繰入金は1,722万8,000円の増額で、譲渡民営化した美輝の里への民営化施設支援措置交付金に充当いたします。また、特別会計繰入金4,272万7,000円は国民健康保険特別会計（診療施設勘定）への過年度精算に伴う増額などでございます。

20款繰越金1億7,463万5,000円の増額は、前年度繰越金の確定によるものでございます。

21款諸収入は、下呂交流会館指定管理料の過年度精算に伴います返還金947万3,000円、後期高齢者医療療養給付費負担金の過年度精算分1,913万5,000円などで、3,726万9,000円の増額となっ

ています。

22款市債は、1億5,576万9,000円の減額でございますが、臨時財政対策債発行可能額決定による1億1,666万9,000円の減額のほか、環境施設整備事業及び公共土木施設災害復旧事業において、起債限度額を調整させていただくものでございます。

続いて、4ページは歳出でございます。

1款議会費は、議員辞職に伴う報酬及び議員期末手当460万9,000円の減額、2款総務費は1億7,596万9,000円の増額でございます。財政調整基金積立金1億3,280万8,000円のほか、美輝の里建物の売却収入のふるさと基金への積立金2,920万円の増額、本年1月3日に発生した鳥獣被害対策実施隊員の死亡事故に対する遺族補償年金及び葬祭補償金、戸籍住民基本台帳費には印鑑登録証明旧姓併記のためのシステム改修経費381万2,000円の増額などを計上しています。

3款民生費は、4,740万9,000円の増額でございます。繰越金確定に伴う特別会計繰出金調整のほか、先ほど歳入の国庫支出金でも説明をさせていただきました介護保険事業における低所得者の保険料軽減に要する経費の繰出金、事業実績の確定に伴う昨年度中に交付を受けた国・県補助金の過不足の精算などがございます。

4款衛生費は、4,823万4,000円の増額ですが、繰越金確定に伴う特別会計繰出金の調整のほか、清掃費では建設を進めている新最終処分場の用地取得費用4,205万5,000円を計上しています。

6款農林水産業費は、7,038万6,000円の増額でございます。農業費では、事業計画の確定に伴うアグリチャレンジサポート事業、元気な農業産地構造改革支援事業、農地利用集積促進事業など、1,202万5,000円の増額、林業費には、林業環境譲与税を活用して実施する森林経営管理制度の普及啓発事業や林地台帳整備事業費など、5,836万1,000円を計上しています。

7款商工費は、1,989万9,000円の増額で、5ページをお願いします。

観光費には、公の施設見直し方針に基づき譲渡した美輝の里に対する支援策として、民営化施設支援施設交付金1,722万9,000円を計上しています。

8款土木費は、1,791万7,000円の減額でございますが、繰越金確定に伴う下水道会計への繰出金の補正が主な内容でございます。

10款教育費につきましても、351万7,000円の減額で、現在施設を休止している位山自然の家の管理委託料925万9,000円の減額が主な内容でございます。

11款災害復旧費は、5,542万3,000円の増額で、昨年発生した豪雨災害に係る公共土木施設の災害復旧工事費の増額補正でございます。

14款予備費につきましては、今後の不測の事態に備え、2,456万4,000円を増額補正するものでございます。

6ページをお願いいたします。

第2表 繰越明許費補正でございます。

プレミアム付商品券事業につきましても、対象者の利用期間を令和2年3月31日までとし、商品券の有効活用と消費税増税対策の充実を図ることから、年度内に事業者の十分な換金期間を確保

できないことから、繰越明許費の追加補正をお願いするものでございます。

7ページをお願いいたします。

第3表 地方債補正でございます。

総務債は、臨時財政対策債の発行限度額が5億623万8,000円と確定したことによる減額補正、衛生債の環境衛生施設整備事業につきましては、新最終処分場の用地取得に伴い、限度額を増額するもの、災害復旧費の公共土木施設災害復旧事業につきましては、過年度発生分が激甚災害の指定を受けたことにより、国庫負担率がかさ上げされたことに伴い、限度額を減額させていただくものでございます。

9ページからは、今ほど申しあげました歳入歳出補正予算の事項別明細書となっております。

少し飛びますが、51ページをお開きください。

こちらは、特別職についての給与費明細書でございます。

下段の比較欄をごらんください。

長等は、共済組合特別職事務費負担金4万1,000円の減額、議員1名の辞職に伴い、報酬は324万円の減額、期末手当は138万1,000円の減額でございます。

その他の特別職は、農林業センサス及び経済センサスの調査員等非常勤職員に係る報酬245万6,000円の減額及び、共済費8万2,000円の増額は、教育長及びその他の特別職に係る共済費でございます。

52ページは、一般職の給与費明細書でございます。

上の表、総括の比較欄をごらんください。

一般会計では、職員給料、手当は合わせて172万3,000円の増額、共済費は40万6,000円の増額でございます。職員手当の内容につきましては、下表のとおりでございます。ごらんをいただきたいと思っております。

次に、55ページをお願いいたします。

地方債の補正でございます。

表の右下が令和元年度末の残高見込み額で219億19万6,000円となる見込みでございます。

以上で、令和元年度一般会計補正予算（第5号）の説明を終わります。

引き続き、57ページをお願いいたします。

議第42号 令和元年度下呂市国民健康保険事業特別会計（事業勘定）補正予算（第2号）。

令和元年度下呂市の国民健康保険事業特別会計（事業勘定）補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

第1条は、歳入歳出予算の補正でございます。歳入歳出予算の総額に、それぞれ2億495万1,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出とも39億8,034万5,000円とするものでございます。款項の区分、金額等は、「第1表 歳入歳出予算補正」によります。令和元年9月2日提出。

58ページをお開きください。

第1表 歳入歳出予算補正です。

まず、上段は歳入の補正です。

1款国民健康保険税1,404万3,000円の増額は、保険税額の見直しに伴う見込みの増額でございます。

9款繰入金153万6,000円の増額は、職員給与費の増額に係る一般会計からの繰入金でございます。

10款繰越金1億8,937万2,000円の増額は、平成30年度繰越金確定によるものでございます。

下段は、歳出の補正です。

1款総務費153万6,000円の増額は、職員手当及び共済組合経理負担金の増によるものでございます。

7款諸支出金1,892万円の増額は、保険給付費と交付金の返還金でございます。

8款予備費1億8,449万5,000円の増額は、補正に伴う収支の調整額を計上しております。

59ページから61ページは同補正予算の事項別明細書でございます。説明は省略をさせていただきます。

62ページ、63ページをお開きください。

一般職の給与費明細書でございます。

以上で、令和元年度下呂市国民健康保険事業特別会計（事業勘定）補正予算（第2号）の説明を終わります。

引き続き、65ページをお開きください。

議第43号 令和元年度下呂市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）。

令和元年度下呂市の後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。元号を改める政令の施行に伴い、「平成」を「令和」に読みかえるものとします。

第1条は、歳入歳出予算の補正でございます。歳入歳出予算の総額にそれぞれ1,035万8,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出とも5億1,844万8,000円とするものでございます。款項の区分、金額等は、「第1表 歳入歳出予算補正」によります。令和元年9月2日提出。

66ページをお開きください。

第1表 歳入歳出予算補正でございます。

上段は、歳入の補正でございます。

5款繰越金951万7,000円の増額は、平成30年度の繰越金確定によるものでございます。

下段は、歳出の補正でございます。

2款後期高齢者医療広域連合納付金770万1,000円の増額は、平成30年度保険料確定によるものでございます。

5款諸支出金265万7,000円の増額は、主に一般会計への繰出金でございます。

67ページから69ページは、同補正予算の事項別明細書でございます。

以上で、令和元年度下呂市一般会計補正予算（第5号）及び令和元年度下呂市国民健康保険事

業特別会計（事業勘定）補正予算（第2号）、並びに令和元年度下呂市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）の説明を終わります。

御審議のほど、よろしく願いいたします。

○議長（各務吉則君）

休憩いたします。再開は午後1時といたします。

午後0時00分 休憩

午後1時00分 再開

○議長（各務吉則君）

休憩前に引き続き、会議を開きます。

議第44号及び議第45号について詳細説明を求めます。

健康福祉部長。

○健康福祉部長（田口広宣君）

それでは、補正予算書の71ページをお開きください。

議第44号 令和元年度下呂市介護保険特別会計（介護サービス事業勘定）補正予算（第2号）について御説明申し上げます。

令和元年度下呂市の介護保険特別会計（介護サービス事業勘定）補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

第1条は、歳入歳出予算の補正でございます。歳入歳出予算の総額にそれぞれ1,113万4,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出とも2億5,005万4,000円とするものでございます。款項の区分、金額等は、第1表によるものでございます。令和元年9月2日提出。

それでは、72ページをお開きください。

第1表 歳入歳出予算補正の歳入でございます。

主な内容につきましては、7款繰越金は平成30年度決算確定により、1,130万2,000円の増額となっております。

下段の歳出につきましては、6款諸支出金1,130万2,000円の増額については、平成30年度決算確定による一般会計繰入金を返還するものでございます。

73ページからは事項別明細書、77ページからは給与費明細書でございます。

続きまして、79ページをお願いいたします。

議第45号 令和元年度下呂市介護保険特別会計（保険事業勘定）補正予算（第3号）でございます。

令和元年度下呂市の介護保険特別会計（保険事業勘定）補正予算（第3号）は、次に定めるところによる。

第1条は、歳入歳出予算の補正でございます。歳入歳出予算の総額から、それぞれ1億6,128万1,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出とも36億644万6,000円とするものでございます。款項の区分、金額等は、第1表によるものでございます。令和元年9月2日提出。

次に、80ページをお開きください。

第1表 歳入歳出予算補正の歳入でございます。

主な内容につきましては、10款繰入金は一般管理諸経費及び保険料軽減に伴う1,733万4,000円の増額、11款繰越金は平成30年度決算確定により、1億4,383万3,000円の増額となっております。81ページをお願いいたします。

歳出につきましては、1款総務費512万8,000円の増額は臨時職員雇用に伴う賃金、介護事業所介護給付過誤請求に係る弁護士費用及び介護保険認定調査システムの保守委託に伴う増額です。

7款基金積立金は5,837万円の増額、繰越額から国等償還金を除いた分を基金に積み立てるものでございます。

9款諸支出金9,778万3,000円は、平成30年度決算確定により、国・県支出金の返還金並びに一般会計繰入金を返還するものでございます。

83ページからは事項別明細書、89ページからは給与費明細書でございます。

以上、両特別会計につきまして、御審議いただきますよう、お願いいたします。

○議長（各務吉則君）

続いて、議第46号について詳細説明を求めます。

生活部長。

○生活部長（藤澤友治君）

それでは、補正予算書の91ページをお願いいたします。

議第46号 令和元年度下呂市下水道事業特別会計補正予算（第2号）。

令和元年度下呂市の下水道事業特別会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

歳入歳出補正予算の補正でございますが、第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ672万2,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ22億2,968万2,000円とする。

2. 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」によるものでございます。令和元年9月2日提出。

それでは、補正予算書の92ページをお願いいたします。

第1表 歳入歳出予算補正でございます。

歳入でございますが、主な内容につきまして説明をさせていただきます。

1款分担金及び負担金530万4,000円の増額は、新規加入分でございます。

6款繰入金の2,844万9,000円の減額は、繰越額確定に伴う一般会計繰入金の減でございます。

7款繰越金2,986万7,000円の増額は、平成30年度繰越額確定に伴うものでございます。

続いて、歳出でございます。

1款総務費120万8,000円の増額は、上下水道事業の包括委託業務の実施におきまして、検定満期及び故障等における水道メーター交換業務に係る補正でございます。

2款施設管理費21万円の増額は、下水道事業受益者分担金負担金の前納報奨金でございます。

6款予備費530万4,000円の増額は、平成30年度繰越額によるものでございます。

93ページ以降は、今ほど申しあげました歳入歳出の事項別明細書となっております。

以上で、議第46号 令和元年度下呂市下水道事業特別会計補正予算（第2号）の説明を終わります。御審議のほど、よろしくお願ひいたします。

○議長（各務吉則君）

続いて、議第47号について詳細説明を求めます。

健康福祉部長。

○健康福祉部長（田口広宣君）

それでは、補正予算書の99ページをお開きください。

議第47号 令和元年度下呂市国民健康保険事業特別会計（診療施設勘定）補正予算（第2号）について御説明申し上げます。

令和元年度下呂市の国民健康保険事業特別会計（診療施設勘定）補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

第1条は、歳入歳出予算の補正でございます。歳入歳出予算の総額にそれぞれ1,344万3,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出とも2億9,490万1,000円とするものでございます。款項の区分、金額等は、第1表によるものでございます。令和元年9月2日提出。

それでは、100ページをお願いいたします。

第1表 歳入歳出予算補正の歳入でございます。

主な内容につきましては、7款繰入金251万5,000円の減額は、職員給与等の減額が主なものでございます。

8款繰越金1,595万8,000円の増額は、平成30年度の繰越金確定により増額するものでございます。

続きまして、同ページの下の表、歳出でございます。

2款医業費264万9,000円の減額は、職員給与費等の減額によるものです。

6款諸支出金1,595万8,000円の増額は、平成30年度の繰越金確定により、一般会計繰入金を返還するものでございます。

101ページからは事項別明細書、105ページからは給与費明細書でございます。

以上、令和元年度下呂市国民健康保険事業特別会計（診療施設勘定）補正予算（第2号）の説明を終わります。

御審議のほど、よろしくお願ひいたします。

○議長（各務吉則君）

続いて、議第48号について詳細説明を求めます。

下呂振興事務所長。

○下呂振興事務所長（小畑一郎君）

それでは、補正予算書の107ページをお開きください。

議第48号 令和元年度下呂市下呂財産区特別会計補正予算（第1号）について御説明申し上げます。

ます。

元号を改める政令の施行に伴い、「平成31年度下呂市下呂財産区特別会計予算」の名称を「令和元年度下呂市下呂財産区特別会計予算」とし、元号による年表示についても「令和」に読みかえるものとする。

令和元年度下呂市の下呂財産区特別会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

第1条は、歳入歳出予算の補正でございます。歳入歳出予算の総額にそれぞれ361万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出とも647万円とするものでございます。款項の区分、金額は、第1表によるものであります。令和元年9月2日提出。

次に、108ページをお開きください。

第1表 歳入歳出予算補正の歳入でございます。

第3款繰越金は、前年度繰越金の額の確定により377万8,000円の増額。

続いて、下段の歳出でございます。

第1款の総務費352万6,000円の増額は、管理運営基金積立金の補正が主なものでございます。

109ページからは、今ほど申し述べました歳入歳出予算の事項別明細書となっております。

以上、御審議のほどよろしく願いたします。

○議長（各務吉則君）

続いて、議第49号について詳細説明を求めます。

教育部長。

○教育部長（今井藤夫君）

それでは、113ページをお願いいたします。

議第49号 令和元年度下呂市学校給食費特別会計補正予算（第1号）。

元号を改める政令の施行に伴い、「平成31年度」を「令和元年度」に読みかえるものいたします。

令和元年度下呂市の学校給食費特別会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

第1条は、歳入歳出予算の補正です。歳入歳出予算の総額にそれぞれ55万4,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を1億5,931万4,000円とするものです。

歳入歳出予算の補正の款項の区分、金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」によります。令和元年9月2日提出。

1枚めくっていただきまして、114ページです。

第1表 歳入歳出予算の補正です。

歳入につきましては、繰越金、諸収入合わせて55万4,000円を増額し、歳出におきまして、同額を4給食センターごとに賄材料費として増額補正をするものでございます。

次のページからは、事項別明細書となっております。

以上、御審議よろしく願いたします。

○議長（各務吉則君）

続いて、議第50号について詳細説明を求めます。

生活部長。

○生活部長（藤澤友治君）

それでは、補正予算書の119ページをお願いいたします。

議第50号 令和元年度下呂市水道事業会計補正予算（第2号）。

第1条、令和元年度下呂市水道事業会計の補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

第2条、令和元年度下呂市水道事業会計予算第3条に定めた収益的収入及び支出の予定額を次のとおり補正するものでございます。

収入でございます。

第1款水道事業収益は9,270万円を増額し、9億3,387万2,000円とするものでございます。

次に、支出でございます。

第1款水道事業費用は1,883万8,000円を増額し、11億7,947万3,000円とするものでございます。

第3条、予算9条に定めた経費の金額を次のように改めるものでございます。

職員給与費を9,000円減額し、6,993万4,000円とするものでございます。令和元年9月2日提出。

次に、補正予算書の120ページをお願いいたします。

令和元年度下呂市水道事業会計補正予算実施計画書で説明をさせていただきます。

収益的収入でございますが、第1款水道事業収益、1項営業収益で9,270万円の増額は、給水収益のうち、水道料金の当初予算計上誤りに伴う補正でございます。

次に、収益的支出でございます。

1款水道事業費用、1項営業費用で751万8,000円の増額は、給配水管の漏水事故発生に伴う修繕費及び材料費、包括委託業務のうち、検定満期及び故障等における水道メーター交換業務の増に伴う補正が主なものでございます。

1款水道事業費、3項特別損失で1,132万円の増額は、平成30年度簡易水道分の消費税確定に伴う未払い消費税の確定が主なものでございます。

121ページ以降は、キャッシュ・フロー計算書、給与費明細書、予定貸借対照表、実施計画明細書などでございます。

以上で、議第50号 令和元年度下呂市水道事業会計補正予算（第2号）の説明を終わります。御審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（各務吉則君）

続いて、議第51号について詳細説明を求めます。

観光商工部長。

○観光商工部長（細江博之君）

それでは、補正予算書131ページをお開きください。

議第51号 令和元年度下呂市下呂温泉合掌村事業会計補正予算（第2号）。

第1条 令和元年度下呂市下呂温泉合掌村事業会計の補正予算（第2号）は、次に定めるところによるものでございます。

第2条 令和元年度下呂市下呂温泉合掌村事業会計予算第3条に定めた収益的支出の予定額を次のとおり補正するものでございます。

第1款の下呂温泉合掌村事業費用のうち、第1項の営業費用について、職員手当、共済経理負担金の変更により3,000円を増額補正し、補正後の額を2億4,731万4,000円とするものでございます。

第3条は、予算第5条に定めた職員給与費を計上しております。

(1)職員給与費3,000円を増額補正し、2,965万6,000円とするものでございます。令和元年9月2日提出。

次ページから138ページまでは、キャッシュ・フロー計算書、給与費明細書、予定貸借対照表などがございますので、お目通しください。

次に、139ページをお開きください。

予算実施計画明細書で補正額の説明をいたします。

実施計画明細書の支出の部の上から3段目、一般管理費の補正額3,000円の増額でございますが、これはその下、職員手当の児童手当の変更により5,000円の減額、その下の法定福利費のうち、共済費のうち共済経理負担金9,000円の増額、事務費負担金1,000円の減額により、差し引き8,000円の増額、職員手当、法定福利費、合わせまして3,000円の増額補正をするものでございます。

以上、御審議をよろしくお願いいたします。

○議長（各務吉則君）

続いて、議第52号について詳細説明を求めます。

金山病院事務局長。

○金山病院事務局長（吉田 修君）

それでは、補正予算書の141ページをお願いいたします。

議第52号 令和元年度下呂市立金山病院事業会計補正予算（第2号）でございます。

第1条、令和元年度下呂市立金山病院事業会計の補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

第2条は収益的支出の補正で、第1款病院事業費用を167万3,000円増額し、15億72万1,000円に、第1項医業費用を同じく167万3,000円増額し、14億6,966万6,000円にするものでございます。

第3条は、資本的収入及び支出の補正でございます。

なお、資本的収入額が資本的支出額に対し不足し、損益勘定留保資金で補填する額を5,637万1,000円に改めます。

収入の第1款資本的収入を9,338万円減額し、1億860万6,000円に、第4項企業債を同じですが9,338万円減額しまして、4,580万円にするものでございます。

支出につきまして、第1款資本的支出は8,774万円減額し、1億6,497万7,000円に、第1項建設改良費は同じく8,774万円減額し、8,316万3,000円にするものでございます。

142ページをお願いいたします。

第4条は、債務負担行為を予算第5条として追加するもので、債務負担行為の内容につきましては、給食業務委託料について、令和2年度から4年度までの3年間で限度額1億2,033万5,000円と定めるものでございます。

第5条は、記載の限度額を4,580万円に減額するものでございます。

第6条は、予算第8条に定めております議会の議決を経なければ流用することのできない経費の金額を改めるもので、職員給与費を28万8,000円減額し、8億3,860万7,000円とするものでございます。令和元年9月2日提出。

続いて、143ページは補正予算実施計画でございます。

収益的支出の補正は表のとおりでございますが、第1項医業費用は167万3,000円の増額補正でございます。

第1目給与費は、児童手当及び法定福利費の調整で28万8,000円の減額、第3目経費では、電子カルテ用端末の購入と諸会費の追加で196万1,000円の増額としております。

次に、144ページでございますが、こちらが資本的収入及び支出でございます。

CT装置の更新を今年度は見送りとしたこと、また電子カルテシステムの入札差金分の減額によりまして、資本的収入は企業債の減額9,338万円、資本的支出では下肢牽引装置の購入と空調機器関連工事の追加の調整等を行いまして、8,774万円の減額としております。

145ページ以降には、予定キャッシュ・フロー計算書、給与費明細書、予定貸借対照表、注記等を添付しております。

以上で説明を終わります。御審議のほど、よろしくをお願いいたします。

○議長（各務吉則君）

これより、本12件に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

[挙手する者なし]

質疑なしと認めます。

これで質疑を終結いたします。

お諮りします。議第41号から議第52号までの12議案について、お手元に配付してあります付託表のとおり、予算特別委員会に付託したいと思います。これに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

異議なしと認めます。よって、議第41号から議第52号までの12議案については、予算特別委員会に付託することに決定いたしました。

◎認第1号から認第13号までについて（議案説明・質疑・委員会付託）

○議長（各務吉則君）

日程第52、認第1号 平成30年度下呂市一般会計決算の認定について、日程第53、認第2号 平成30年度下呂市国民健康保険事業特別会計（事業勘定）決算の認定について、日程第54、認第3号 平成30年度下呂市後期高齢者医療特別会計決算の認定について、日程第55、認第4号 平成30年度下呂市介護保険特別会計（介護サービス事業勘定）決算の認定について、日程第56、認第5号 平成30年度下呂市介護保険特別会計（保険事業勘定）決算の認定について、日程第57、認第6号 平成30年度下呂市簡易水道事業特別会計決算の認定について、日程第58、認第7号 平成30年度下呂市下水道事業特別会計決算の認定について、日程第59、認第8号 平成30年度下呂市国民健康保険事業特別会計（診療施設勘定）決算の認定について、日程第60、認第9号 平成30年度下呂市下呂財産区特別会計決算の認定について、日程第61、認第10号 平成30年度下呂市学校給食費特別会計決算の認定について、日程第62、認第11号 平成30年度下呂市水道事業会計決算の認定について、日程第63、認第12号 平成30年度下呂市下呂温泉合掌村事業会計決算の認定について、日程第64、認第13号 平成30年度下呂市立金山病院事業会計決算の認定について、以上13件を一括議題といたします。

認第1号から認第13号までの13議案について、提案理由の説明を求めます。

市長。

○市長（服部秀洋君）

ただいま一括上程をされました認第1号から認第13号までの平成30年度各会計の決算認定は、一般会計及び各特別会計の歳入歳出決算及び公営企業会計の決算につきまして、地方自治法第233条第2項及び地方公営企業法第30条第2項の規定により、監査委員の審査に付しました。

令和元年8月23日に審査意見書を御提出いただきましたので、地方自治法第233条第3項及び地方公営企業法第30条第4項の規定により、議会の認定に付すものでございます。

なお、今回の審査意見書の中で、5件の不適切な事案の御指摘をいただきました。さきの議会全員協議会でも説明させていただきましたが、内部統制をしっかりと、今後このような事態が起こらないよう全職員に指示を出したところでございます。

さて、今議会に付議されます一般会計と各特別会計及び各企業会計の決算認定は、合わせて13件となっております。一般会計の平成30年度決算額は、歳出総額で239億733万4,039円、前年度と比較して2億9,293万1,128円、1.2%の減となりました。

前年度と比較して、庁舎・振興事務所整備事業の減、防災安全交付金事業などの減がございましたが、豪雨災害による災害復旧事業の大幅な増があり、全体として大きな増減はございませんでした。

繰越財源を除いた実質収支額は5億7,463万5,538円、実質収支額から前年度の実質収支額を差し引いた単年度収支は2,901万699円の赤字となり、財政調整基金の取り崩し額を加味した実質単年度収支もマイナス14億7,501万699円と、前年度に引き続き赤字決算となりました。特別会計におきましては、いずれの会計も赤字はなく、収支の均衡も維持していると言えます。

一般会計、各特別会計及び各企業会計の決算概要につきましては、総務部長から説明を申し上げます。御審議の上、認定賜りますようによろしくお願いを申し上げます。

○議長（各務吉則君）

次に、認第1号から認第13号までの13議案について詳細説明を求めます。
総務部長。

○総務部長（河尻健吾君）

それでは、認第1号 平成30年度下呂市一般会計決算の認定について御説明申し上げます。
決算書の10、11ページをお開きください。

最下段に歳入合計がございます。歳入の予算現額は269億3,616万6,000円、調定額は262億2,141万6,900円、収入済額が252億7,284万822円、不納欠損額が2,668万7,628円で、収入未済額は9億2,188万8,450円でございます。

続いて、14、15ページをお開きください。

最下段の歳出合計ですが、予算現額は歳入と同じ269億3,616万6,000円、支出済額は239億733万4,039円、翌年度繰越額が24億8,117万9,000円で、不用額は5億4,765万2,961円でございます。

16ページから257ページまでの事項別明細書につきましては、説明を省略させていただきます。少し飛びますが、427ページをお開きください。

平成30年度の実質収支に関する調書でございます。

歳入及び歳出の総額は、今ほど申し上げたとおりでございます。歳入歳出差引額は13億6,550万6,783円、うち翌年度へ繰り越すべき財源が7億9,087万1,245円で、実質収支額は5億7,463万5,538円でございます。

続いて、437ページ、438ページをお開きください。

ここからは財産に関する調書でございます。

1. 公有財産、(1)土地及び建物のア. 総括で、土地につきましては、決算年度中増減高は4,090平方メートルの減で、決算年度末現在高は6,374万2,052平方メートルでございます。

建物につきましては、延べ面積合計の決算年度中増減高は438ページの右上になりますが、3,007平方メートルの減で、決算年度末現在高は28万4,046平方メートルでございます。

最下段の山林につきましては、決算年度中増減高は4,927平方メートルの減で、決算年度末現在高は6,171万3,379平方メートル、立木の推定蓄積量につきましては、森林簿からの計算により、決算年度中増減高は1万7,779立方メートルの増で、決算年度末現在高は56万7,887立方メートルでございます。

続いて、439ページをお願いします。

有価証券の決算期間中増減高は4,500万円の減で、決算年度末現在高は5,397万2,500円でございます。

次ページの出資による権利では、決算期間中の増減はございません。

次ページの441ページから445ページは、物品についての調書でございます。

決算年度中の増減は、表のとおりでございます。

446ページをお開きください。

債権の決算期間中増減高の合計は293万6,000円の減で、決算年度末現在高は9,807万円でございます。

続いて、447ページをお願いします。

基金で、特定目的基金の決算期間中増減高の計は17億6,323万9,000円の減で、決算年度末現在高は108億4,692万1,000円でございます。

続いて、448ページをお開きください。

育英資金基金ほかの定額運用基金の運用状況でございますが、詳細は決算書の最終ページ、456ページに掲載をしておりますのでごらんをください。

続きまして、認第2号 平成30年度下呂市国民健康保険事業特別会計（事業勘定）決算の認定について御説明申し上げます。

261、262ページをお願いします。

最下段に歳入合計がございます。歳入の予算現額は42億416万6,000円、調定額は42億9,946万530円、収入済額が41億6,030万3,148円、不納欠損額が265万3,003円で、収入未済額は1億3,650万4,379円でございます。

続いて、265、266ページをお開きください。

最下段の歳出合計ですが、予算現額は歳入と同じ42億416万6,000円、支出済額は37億1,416万7,457円、翌年度繰越額はゼロ円で、不用額は4億8,999万8,543円でございます。

267ページから284ページまでの事項別明細書につきましては、省略させていただきます。

少し飛びますが、428ページをお願いします。

平成30年度の実質収支に関する調書でございます。

歳入及び歳出の総額は今ほど申し上げたとおりでございます。歳入歳出差引額と実質収支額は、同額で4億4,613万5,691円でございます。

続いて、449ページをお開きください。

財産に関する調書でございます。

2. 基金のうち、上段の国民健康保険基金の決算年度中増減高は945万7,000円の減で、決算年度末現在高は3億445万1,000円でございます。

下段の定額運用基金の国民健康保険高額医療費貸付基金でございますが、運用状況のつきましては決算書の最終ページに掲載をしておりますので、ごらんをいただきたいと思います。

続きまして、認第3号 平成30年度下呂市後期高齢者医療特別会計決算の認定について御説明申し上げます。

決算書の286、287ページをお開きください。

最下段の歳入合計でございます。歳入の予算現額は5億1,845万2,000円、調定額は5億582万1,405円、収入済額が5億462万8,605円、不納欠損額が1万400円で、収入未済額は118万2,400円

でございます。

続いて、288、289ページをお願いします。

最下段の歳出合計です。予算現額は歳入と同じ5億1,845万2,000円、支出済額は4億9,511万616円、翌年度繰越額はゼロ円で、不用額は2,334万1,384円でございます。

少し飛びますが、429ページをお開きください。

実質収支に関する調書でございます。

歳入及び歳出の総額は今ほど申し上げたとおりでございます。歳入歳出差引額と実質収支額は、同額で951万7,989円でございます。

続きまして、認第4号 平成30年度下呂市介護保険特別会計（介護サービス事業勘定）決算の認定について御説明申し上げます。

299、300ページをお願いします。

下段の歳入合計でございます。歳入の予算現額は2億933万9,000円、調定額は2億1,619万379円、収入済額が2億1,619万379円、不納欠損額、収入未済額はゼロ円でございます。

続いて、301、302ページをお願いします。

最下段の歳出合計です。予算現額は歳入と同じ2億933万9,000円、支出済額は2億488万7,554円、翌年度繰越額はゼロ円で、不用額は445万1,446円でございます。

少し飛びますが、430ページをお開きください。

実質収支に関する調書でございます。

歳入及び歳出の総額は、今ほど申し上げたとおりでございます。歳入歳出差引額と実質収支額は、同額で1,130万2,825円でございます。

続いて、450ページをお開きください。

財産に関する調書でございます。

1. 公有財産及び2. 物品とも、決算年度中の増減はございません。

続きまして、認第5号 平成30年度下呂市介護保険特別会計（保険事業勘定）決算の認定について御説明申し上げます。

316ページ、317ページをお開きください。

最下段の歳入合計でございます。歳入の予算現額は37億3,330万4,000円、調定額は38億4,235万7,263円、収入済額が38億3,456万9,322円、不納欠損額が297万2,680円で、収入未済額は481万5,261円でございます。

続いて、320ページ、321ページをお願いします。

最下段の歳出合計です。予算現額は歳入と同じ37億3,330万4,000円、支出済額は36億7,073万5,976円、翌年度繰越額はゼロ円で、不用額は6,256万8,024円でございます。

少し飛びますが、431ページをお願いします。

実質収支に関する調書でございます。

歳入及び歳出の総額は、今ほど申し上げたとおりでございます。歳入歳出差引額と実質収支額

は、同額で1億6,383万3,346円でございます。

続いて、451ページをお開きください。

財産に関する調書でございます。1. 物品につきましては、決算年度中の増減はございません。2. 基金で、介護保険基金の決算年度中増減高は2億738万6,000円の増で、決算年度末現在高は5億5,655万7,000円でございます。

続きまして、認第6号 平成30年度下呂市簡易水道事業特別会計決算の認定について御説明申し上げます。

決算書の349、350ページをお願いします。

最下段の歳入合計でございます。歳入の予算現額は13億2,282万8,000円、調定額は12億7,435万3,822円、収入済額が12億2,460万8,539円、不納欠損額が344万5,130円で、収入未済額は4,630万153円でございます。

続いて、351、352ページをお願いします。

最下段の歳出合計です。予算現額は歳入と同じ13億2,282万8,000円、支出済額は7億5,954万8,695円、翌年度繰越額は5,600万4,000円、不用額は5億727万5,305円でございます。

少し飛びますが、432ページをお開きください。

実質収支に関する調書でございます。

歳入及び歳出の総額は、今ほど申し上げたとおりでございます。歳入歳出差引額は4億6,505万9,844円、うち翌年度へ繰り越すべき財源が656万円で、実質収支額は4億5,849万9,844円でございます。

続いて、452ページをお開きください。

財産に関する調書でございます。

1. 公有財産の(1)土地及び建物及び2. 物品は、決算年度中の増減はございません。3. 基金で、簡易水道施設整備基金の決算年度中増減高は4億7,685万2,000円の減で、決算年度末現在高はマイナス82万4,000円となりました。

決算年度末現在高は、平成31年4月1日から公営企業としての水道事業会計へ引き継がれるため、本来ゼロ円となるはずですが、基金利子分を歳出予算で基金に積み立ててから基金を取り崩すべきでしたが、その処理を行わず、基金利子分も含めた形で基金を取り崩したため、決算年度末現在高がマイナス82万4,000円となったものでございます。

この処理につきましては、令和元年度で82万4,000円を基金へ直接戻すということで処理をいたしました。

続きまして、認第7号 平成30年度下呂市下水道事業特別会計決算の認定について御説明申し上げます。

決算書の368、369ページをお願いします。

最下段の歳入合計でございます。歳入の予算現額は24億279万6,000円、調定額は24億1,323万7,832円、収入済額が23億8,491万4,949円、不納欠損額が1,005万897円、収入未済額は1,827万

1,986円でございます。

続いて、370、371ページをお願いします。

最下段の歳出合計でございます。予算現額は歳入と同じ24億279万6,000円、支出済額は23億4,460万7,941円、翌年度繰越額は2,004万円で、不用額は3,814万8,059円でございます。

少し飛びますが、433ページをお開きください。

実質収支に関する調書でございます。

歳入及び歳出の総額は、今ほど申し上げたとおりでございます。歳入歳出差引額は4,030万7,008円、うち翌年度へ繰り越すべき財源が44万円で、実質収支額は3,986万7,008円でございます。

続いて、453ページをお開きください。

財産に関する調書でございます。

1. 公有財産の(1)土地及び建物で、土地の決算年度中の増減高は859平方メートルの減で、決算年度末現在高は8万6,290平方メートルでございます。2. 物品については、決算年度中の増減はございません。3. 基金で、下水道施設整備基金の決算年度中増減高は2,260万1,000円の減で、決算年度末現在高は97万円でございます。

続きまして、認第8号 平成30年度下呂市国民健康保険事業特別会計（診療施設勘定）決算の認定について御説明申し上げます。

391ページ、392ページをお願いいたします。

最下段の歳入合計でございます。歳入の予算現額は2億9,929万円、調定額は3億214万3,709円、収入済額が3億214万3,709円、不納欠損額がゼロ円で、収入未済額もゼロ円でございます。

続いて、393、394ページをお願いします。

最下段の歳出合計でございます。予算現額は歳入と同じ2億9,929万円、支出済額は2億8,618万5,505円、翌年度繰越額はゼロ円で、不用額は1,310万4,495円でございます。

続いて、434ページをお願いします。

実質収支に関する調書でございます。

歳入及び歳出の総額は、今ほど申し上げたとおりでございます。歳入歳出差引額と実質収支額は、同額で1,595万8,204円でございます。

続いて、454ページをお願いします。

財産に関する調書でございます。

1. 公有財産の土地及び建物につきましては、決算年度中の増減はございません。2. 物品につきましては一部増減があり、ごらんの表のとおりでございます。3. 基金で、国民健康保険診療所基金の決算年度中増減高は9万5,000円の増で、決算年度末現在高は5,465万1,000円でございます。

続きまして、認第9号 平成30年度下呂市下呂財産区特別会計決算の認定について説明申し上げます。

408、409ページをお願いします。

最下段の歳入合計でございます。歳入の予算現額は733万8,000円、調定額、収入済額はともに1,007万4,029円、不納欠損額、収入未済額はゼロ円でございます。

次のページ、410ページ、411ページをお願いします。

最下段の歳出合計でございます。予算現額は歳入と同じ733万8,000円、支出済額は488万5,800円、翌年度繰越額はゼロ円で、不用額は245万2,200円でございます。

435ページをお開きください。

実質収支に関する調書でございます。

歳入及び歳出の総額は、今ほど申し上げたとおりでございます。歳入歳出差引額と実質収支額は、同額で518万8,229円でございます。

続いて、455ページをお願いします。

財産に関する調書でございます。

1. 公有財産の(1)土地及び建物につきましては、決算年度中の増減はございません。(2)山林につきましては、面積は決算年度中の増減はありませんが、立木の推定蓄積量で、直営林、分収林合わせて2,569立方メートルの増で、決算年度末現在高は21万5,163立方メートルでございます。(3)出資による権利及び、2. 物品は、決算年度中の増減はございません。3. 基金で、下呂財産区管理運営基金の決算年度中の増減高は360万8,000円の増で、決算年度末現在高は8,672万2,000円でございます。

続きまして、認第10号 平成30年度下呂市学校給食費特別会計決算の認定について御説明申し上げます。

419ページ、420ページをお願いいたします。

最下段の歳入合計でございます。歳入の予算現額は1億5,104万4,000円、調定額は1億4,785万3,135円、収入済額が1億4,766万3,995円、不納欠損額はゼロ円で、収入未済額は18万9,140円でございます。

続いて、421、422ページをお願いします。

最下段の歳出合計でございます。予算現額は歳入と同じ1億5,104万4,000円、支出済額は1億4,729万7,549円、翌年度繰越額はゼロ円で、不用額は374万6,451円でございます。

436ページをお願いします。

実質収支に関する調書でございます。

歳入及び歳出の総額は、今ほど申し上げたとおりでございます。歳入歳出差引額と実質収支額は、同額で36万6,446円でございます。

続きまして、認第11号 平成30年度下呂市水道事業会計決算の認定について御説明申し上げます。

公営企業会計決算書の8ページをお願いいたします。

1. 概況の(1)総括事項について御説明します。

人口の減少に伴い給水件数、給水人口とも減少し、訪問客も減少し、給水量は前年比0.6%の減となり、営業収益も0.4%の減となりましたが、交流人口の増加による収益の改善が期待されると同時に、水道事業の包括的民間委託の導入などにより経費節減等に努め、経営の安定化を図る必要があります。営業費用においては、主に修繕費や委託料の増加により、前年比2.3%増加し、経常収支は257万1,000円の損失が発生しました。

それでは、1、2ページに戻っていただきたいと思えます。

平成30年度下呂市水道事業会計決算報告書で説明させていただきます。

全て税込み金額でございますが、区分と右ページの決算額を読み上げさせていただきます。

(1)収益的収入及び支出の収入の部で、第1款水道事業収益の決算額は2億8,088万655円で、支出の部で、第2款水道事業費用の決算額は2億8,309万5,826円でございます。

次に、その下で(2)資本的収入及び支出の収入の部で、第3款資本的収入の決算額は47万5,200円、支出の部で、第4款資本的支出の決算額は3,204万7,820円でございます。

以上が決算報告でございますが、次の3ページから7ページまでは損益計算書、貸借対照表などでございます。

8ページ以降につきましては、先ほど御説明をさせていただきました事業報告書を含めた決算附属書類でございますので、説明を省略させていただきます。

続きまして、認第12号 平成30年度下呂市下呂温泉合掌村事業会計決算の認定について御説明申し上げます。

32ページをお開きください。

1. 概況の(1)総括事項について御説明申し上げます。

入場者数の目標を18万人維持、20万人達成と掲げましたが、7月の豪雨災害、8月の猛暑、9月の台風等の影響により、総入場者数が18万人を割り込むという大変厳しい状況となりましたが、秋以降、下呂温泉観光協会等のキャラバンなどの効果、さまざまなイベント開催や情報発信の強化を行ったことにより、下半期は前年並みの入場者数に回復しました。

次に、(2)入場者数の状況で、平成30年度の総入場者数は17万6,049人で、前年度比1万5,150人の減(92.1%)、有料入場者数は17万3,220人で、前年度比1万5,286人の減(91.9%)となりました。

有料入場者の内訳は、個人客が前年度より5,883人の減(96.6%)で16万6,450人、特に団体客は9,403人減の6,770人となったことも豪雨等が大きく影響いたしました。

それでは、25、26ページをお開きください。

平成30年度下呂市下呂温泉合掌村事業決算報告書でございます。

全て税込み金額でございます。区分と右のページの決算額を読み上げさせていただきます。

(1)収益的収入及び支出の収入の部で、第1款事業収益の決算額は2億6,723万7,430円、支出の部で、第1款事業費用の決算額は2億2,808万6,473円でございます。

次にその下で、(2)資本的収入及び支出の収入の部で、第1款資本的収入の決算額はゼロ円、

支出の部で、第1款資本的支出の決算額は1,254万4,200円でございます。

以上が決算報告でございます。

次の27ページから31ページまでは損益計算書、貸借対照表などがございます。32ページ以降につきましては、先ほど説明いたしました事業報告を含めた決算附属書類でございますので、説明を省略させていただきます。

続きまして、認第13号 平成30年度下呂市立金山病院事業会計決算の認定について御説明を申し上げます。

51ページをお開きください。

1. 概況の(1)総括事項について御説明いたします。

中段の①患者数につきましては、入院患者数は延べ2万3,561人(1日平均64.6人)、病床利用率65.2%で、前年度比2,707人(1日平均7.4人)の減となりました。外来患者数は延べ4万631人(1日平均156.3人)で、前年度比259人(1日平均3.7人)の減となりました。

②収益的収支では、総収益が前年度比2.2%減の14億3,629万6,591円で、そのうち医業収益が3,244万1,498円の減、医業外収益は240万177円の減となりました。医業収益が減となった主な要因は、入院患者数の減による入院収益と、室料差額収益の減収でございます。一方、総費用は前年度に計上した特別損失の影響で、前年度比1.3%減の14億8,249万733円となりました。

③資本的収支につきましては、収入が7,332万円で、主なものは他会計出資金が3,830万円と企業債3,180万円でございます。支出は1億2,553万2,829円で、建設改良費4,833万1,836円及び企業債償還金7,660万993円です。収支差し引き5,221万2,829円の不足額を生じましたが、消費税資本的収支調整額及び損益勘定留保資金で補填をいたしました。

44、45ページにお戻りいただきまして、平成30年度下呂市立金山病院事業会計決算報告書をお開きください。

全て税込み金額でございます。区分と右ページの決算額を読み上げさせていただきます。

(1)収益的収入及び支出の収入の部で、第1款病院事業収益の決算額は14億4,238万6,720円、支出の部で、第1款病院事業費用の決算額は14億7,582万8,521円でございます。

次に、その下で(2)資本的収入及び支出の収入の部で、第1款資本的収入の決算額は7,332万円、支出の部で、第1款資本的支出の決算額は1億2,553万2,829円でございます。

以上が決算報告でございます。次の46ページから50ページまでは損益計算書、貸借対照表などがございます。

以降は、報告書を含めた決算附属書類でございますので、説明を省略させていただきます。

以上で、認第1号から認第13号の各会計の決算認定に係る説明を終わります。御審議のほど、よろしく願いいたします。

○議長(各務吉則君)

休憩いたします。再開は午後2時15分といたします。

午後2時06分 休憩

○議長（各務吉則君）

休憩前に引き続き、会議を開きます。

休憩前に説明がありました各会計の決算につきましては、地方自治法第233条第2項及び同法第241条第5項並びに地方公営企業法第30条第2項の定めるところにより、下呂市監査委員の審査がなされております。よって、その結果につきまして、監査委員の報告を求めます。

杉山監査委員。

○監査委員（杉山好巳君）

まず、一般会計及び特別会計決算の審査結果について御報告申し上げます。

審査意見書は、財政健全化及び経営健全化審査意見書の後にとじてございますので、ごらんください。

1ページをごらんください。

審査の対象は、平成30年度の下呂市一般会計歳入歳出決算及び下呂市国民健康保険事業特別会計（事業勘定）を初めとする9特別会計歳入歳出決算並びに決算に関する附属書類で、審査の期間は6月27日から7月16日までです。

審査の手続は、市長から提出されました各会計の歳入歳出決算書及び関係書類について、関係法令に準拠して作成されているかどうかを確かめ、これらの計数の正確性を検証するため、関係諸帳簿等との照合等を実施しました。また、定期監査、例月現金出納検査等の結果も参考にしながら実施しました。

審査の結果、審査に付されました各会計の歳入歳出決算書及び関係書類は、いずれも関係法令に準拠して作成されており、その計数は誤りのないものと認められました。なお、予算の執行及び関連する事務処理において、詳しくは後述しますが、5件の不適正な事案が認められました。

2ページから50ページ上段には、決算の概要を記載しております。

次に、所見を述べさせていただきます。

50ページの結びをごらんください。

昨年7月に発生した豪雨災害は、当市に未曾有の被害をもたらしました。このため、当年度の決算は、災害関連経費が多額に上り、基金の取り崩しなどで収支の均衡は保たれたものの、実質単年度収支はかつてない規模の赤字となりました。施策は、一部の事業は繰り越されましたが、懸案であった新クリーンセンター整備事業や下呂庁舎の整備事業などの大型事業は完了し、「人口減少対策」「行財政改革推進」「地域づくりの仕組み」という第2次総合計画の3つの重点プロジェクトや基本施策に基づく子育て支援、公の施設の見直し、健康づくりなど、多くの重点実施事業が推進されました。

一般会計と特別会計を合わせた決算総額は、歳入380億5,793万7,497円、歳出355億3,476万1,132円で、前年度に比べ、歳入では0.03%、歳出では2.3%とそれぞれ減少しています。

一般会計の決算額は、歳入が252億7,284万822円、歳出は239億733万4,039円で、前年度に比べ

歳入では1.3%増加し、歳出では1.2%減少しています。市合併以降の一般会計の決算規模を見ますと、歳入は2番目に、歳出は3番目に大きい規模となりました。形式収支は13億6,550万6,783円で、形式収支から翌年度へ繰り越すべき財源を控除した実質収支は5億7,463万5,538円の黒字となっています。当年度の実質収支から前年度の実質収支を差し引いた単年度収支は2,901万699円の赤字に転じ、これに実質的な黒字要素である財政調整基金積立金3億5,800万円と赤字要素である財政調整基金取り崩し額18億400万円を加減した実質単年度収支は14億7,501万699円と大幅な赤字となりました。前年度の実質単年度収支額は、合併以来、初めて赤字決算となりましたが、当年度の赤字額は前年度より9億1,826万6,068円さらに増加する結果となりました。

財源別の収入状況を見ますと、自主財源は94億8,019万6,740円で、前年度に比べ9億3,153万8,478円、10.9%増加しています。自主財源比率は37.5%となり、前年度に比べ3.2ポイント上昇しています。自主財源の主なものは、市税の45億6,671万6,197円で、歳入総額の18.1%を占めています。自主財源が増加した主な要因は、市税は減少したものの、災害復旧事業費などの大幅な増による財源不足を補うための財政調整基金繰入金や、北部学校給食センター改築事業費に充当する公共事業基金繰入金などの繰入金が前年度に比べ8億7,511万1,818円、54.1%と大幅に増加したことです。自主財源の根幹をなす市税を前年度と比較すると、主に固定資産税は地価の下落が続く中で、評価がえなどにより減となり、市民税も法人市民税は増となったものの、それ以上に個人市民税が減少したことにより減となり、市税全体では1億4,053万720円、3.0%減少しています。その他、注目される歳入を見ますと、ふるさと寄附金は前年度と比べると2,922万3,592円、33.1%増加して、1億1,759万6,592円と初めて1億円を超え、堅調に推移しています。

一方で、依存財源は157億9,264万4,082円で、前年度に比べ6億67万5,060円、3.7%減少しています。依存財源の主なものは、地方交付税の86億1,749万7,000円で、歳入総額に占める割合は34.1%となっており、次いで多いのは市債の31億7,170万円で、歳入総額に占める割合は12.5%となっています。依存財源が歳入総額に占める割合は62.5%で、前年度に比べ必然的に3.2ポイント低下しています。依存財源が減少した主な要因は、北部学校給食センター改築事業費に係る合併特例事業債や災害復旧事業債は増加したものの、庁舎及び振興事務所整備事業、南部学校給食センター改築事業に係る合併特例事業債や臨時財政対策債などの大幅な減により、市債が4億1,520万円、11.6%減少したことや、国庫支出金が市道橋梁の長寿命化補修事業に係る防災・安全交付金（繰越分）の減などで2億2,370万7,251円、11.1%減少したことです。

次に、自主財源における収入未済額を見てみますと、当年度は、一般会計で4億118万695円となり、前年度に比べ3,291万5,750円、7.6%減少しています。

自主財源における収入未済額の94.5%を占める市税の状況を見ますと、収入未済額は3億7,917万3,505円で、前年度に比べ2,435万8,072円、6.0%減少しています。収納率は、現年課税分と滞納繰り越し分を合わせて92.04%となり、前年度に比べ0.29ポイントとわずかながら向上しています。また、不納欠損額は1,589万2,256円で、前年度に比べ397万7,819円減少していますが、不納欠損処分に至る過程において、一層徴収努力され、縮減を図られるよう要望します。滞

納繰越分の収入未済額は3億2,611万5,409円で、市税収入未済額の86.0%を占めています。このように、本市は、長期化、固定化した多額の滞納額を抱えていることから、県内他市と比較してみても依然として収納率は低位にあります。こうした中、滞納繰越分の収納率は15.33%で、前年度に比べ2.66ポイント上昇していることは、不断の努力の成果と言えます。収納率が低い原因となっている滞納繰越分の圧縮に向けて、一層の努力を望むものであります。

その他、使用料及び手数料の収入未済額は1,681万5,531円で、前年度に比べ1.5%とわずかに増加、その大部分を占める市営住宅使用料の収入未済額が1,155万9,550円で、前年度に比べ5.7%減少しています。なお、債権管理については、平成29年4月に設置された債権管理室に、当年度は126件、906万4,001円の回収困難な債権が8つの課から移管されるなど、横断的に事務処理が行われています。負担の公平性と財源確保の観点から、引き続き収入未済額の縮減に向けて、適切な債権管理に努められるよう望むものであります。

次に、歳出の性質別状況を見てみますと、義務的経費は前年度に比べ1.7%減少し、歳出総額に占める割合は36.4%で、前年度とほぼ同じ割合となっています。義務的経費に占める割合は、人件費が最も多く41.9%で、以下、公債費が31.7%、扶助費が26.3%となっています。義務的経費の内容を見ますと、給与カットの終了や災害対応のための時間外勤務手当支給に伴う職員給与の増により、人件費は3.5%増加していますが、一般単独事業債、過疎対策事業債などの地方債元利償還金の減により公債費が6.2%減少、また経済対策臨時福祉給付金、生活保護実施事業の減により扶助費が3.7%減少しています。投資的経費は、前年度に比べ2.9%増加し、歳出総額に占める割合は23.9%で、前年度に比べ1.0ポイント上昇しています。その内容を見ますと、南部学校給食センター改築事業費や庁舎・振興事務所整備事業費など大型事業に係る普通建設事業費が事業の進捗により21.9%と大幅に減少している一方で、激甚災害として指定された昨年の豪雨災害に係る災害復旧事業費が1万5,229.4%と大幅に増加しています。その他の経費のうち主なものを見ますと、繰出金は前年度に比べ0.2%の減とほぼ横ばいとなっており、歳出総額に占める割合は13.9%で、前年度とほぼ同じ割合となっています。なお、繰出金の44.3%を占める下水道事業特別会計繰出金は、施設管理に係る事務費分の減により8.2%減少しています。物件費も前年度に比べ1.0%の減とほぼ横ばいとなっており、歳出総額に占める割合は11.8%で、前年度と同じ割合となっています。積立金は前年度に比べ38.3%と大幅に減少し、歳出総額に占める割合は2.8%で、前年度に比べ1.8ポイント低下しています。前年度より大きく減少したものは、公共事業基金積立金や子育て応援基金積立金、消防防災基金積立金です。補助費等は前年度に比べ13.6%増加し、歳出総額に占める割合は7.3%で、前年度に比べ0.9ポイント上昇しています。増加した主なものは、下呂ネットサービス整備費負担金や、豪雨災害に伴う観光客減少緊急対策としての観光戦略強化事業費、子育て応援給食費支援事業費などです。

令和元年度からの市債の元利償還予定額は毎年度28億円余りとなっており、逡減していくものと思われませんが、今後、繰越事業となった災害復旧事業や小中学校空調設備整備事業、北部学校給食センター改築事業などに係る多額の市債の発行が予定されています。加えて、扶助費や老朽

化した公共施設の維持・更新に要する経費、公営企業会計等への繰出金などの増加が見込まれ、財政構造の硬直化がさらに進むことが懸念されます。令和元年度から始まった第4次下呂市行政改革大綱に基づいた事務事業の見直しによる歳出の削減に向けて、実効性のある取り組みを望むものであります。

次に、一般会計の財政構造を見ますと、まず財政運用状況を判断する指標である実質収支比率は4.3%で、前年度に比べ0.1ポイントとわずかに減少、一般的に望ましいと言われる3から5%の範囲内となっています。財政力指数は平成21年度以降漸減傾向が続いており、前3年度の平均値で0.344となり、前年度に比べ0.004ポイント低下、合併以来、最も低い数値となっています。なお、平成29年度の県内市の単純平均0.62を参考として比較すると著しく低い状況にあります。また、財政構造の弾力性を示す経常収支比率は86.8%で、前年度に比べ1.7ポイント低下し、改善しています。平成29年度の県内市の加重平均は90.7%です。なお、市の債務である臨時財政対策債及び減税補填債を除いて算出した経常収支比率は89.8%で、前年度に比べ2.6ポイント低下しています。低下した主な要因は、維持補修費、繰出金、公債費が減少し、計算の分子となる経常的経費に充当された一般財源等の減少率が分母となる臨時財政対策債、市税、普通交付税などの経常一般財源等総額の減少率を上回ったためです。なお、臨時財政対策債及び減税補填債を加えた場合と比べると低下幅が大きいのは、分母に加えられる臨時財政対策債が減少したためです。

次に、一般会計の歳入構造を見ますと、一般財源比率は54.8%で、前年度に比べ1.8ポイント低下しています。低下した主な要因は、計算の分母となる歳入総額が増加し、分子となる臨時財政対策債、市税が減少したことです。歳入構造の安定性と自主性を示す経常一般財源比率は、前年度より1.7ポイント低下して102.9%となっています。低下した主な要因は、臨時財政対策債、市税、普通交付税が減少し、計算の分子となる経常一般財源収入額の減少率が分母となる標準財政規模の減少率を上回ったことです。なお、この比率が100を超える度合いが高いほど、使途が特定されず毎年固定的に収入される経常一般財源に余裕があるとされますが、経常一般財源収入額から臨時財政対策債を除くと、99.5%と100%を割り込むこととなります。

次に、地方公共団体の財政の健全化に関する法律に基づいて算定された健全化判断比率を見ますと、平成28年度から平成30年度までの3カ年平均で算出される実質公債費比率は13.1%で、前年度より0.2ポイント低下改善しており、早期健全化基準の25.0%を下回っています。また、前年度は将来負担額が充当可能財源等をわずかに下回ったため、算定されなかった将来負担比率は11.5%となっています。比率が悪化した主な要因は、昨夏の豪雨災害対応などにより、充当可能基金である財政調整基金が大幅に取り崩されたためです。

一般会計の市債残高は、220億3,603万2,996円で、新クリーンセンター整備事業などに係る合併特例事業債や災害復旧事業債の増加により、前年度に比べ5億4,082万4,870円、2.5%増加しています。当年度における新規発行額は31億7,170万円で、前年度に比べ4億1,520万円、11.6%減少していますが、元金償還額は26億3,087万5,130円となり、これを上回る結果となりました。市債残高の構成比は、合併特例事業債が45.6%と最も多く、次いで臨時財政対策債が34.7%、過

疎対策事業債が10.6%などとなっています。事業を推進する上で、市債の有効活用は重要ですが、財政計画基本方針では、新規発行額は元金償還額を超えないこととされていることから、発行抑制の方針を財政規律の一つとし、次世代に過度な負担を残さないよう市債残高の減少に努められることを要望します。

一般会計22基金の残高は112億592万1,000円で、前年度に比べ17億6,323万9,000円、13.6%と大幅に減少しています。主な積立基金の内容を見ますと、財政調整基金は災害関連経費の増嵩などにより合併以来最も多い18億400万円が取り崩されました。地方財政法の規定などによる積立額は3億5,800万円で、当年度末現在高は前年度末に比べ14億4,600万円減少して61億8,241万3,000円となっています。なお、内容は後述しますが、同基金から生じた利子は、積立金に繰り入れられていません。減債基金の当年度末現在高は、前年度末とほぼ横ばいで8億4,780万1,000円となっています。特定目的基金のうち、公共事業基金は、5,243万5,000円が積み立てられたものの、北部学校給食センター改築事業等に充当するため2億242万円が取り崩され、当年度末現在高は、前年度末に比べ1億4,998万5,000円減少して12億5,809万6,000円となっています。

市町村の財政調整基金の規模の考え方については、平成29年に総務省が実施した調査の結果で、標準財政規模の5%から20%という一つの考え方があり、これを当市に当てはめると6億7,000万円から26億9,000万円程度となります。また、当市の現有財政調整基金の標準財政規模に対する割合は46.0%となっています。同調査結果によれば、市町村の財政調整基金の積み立て理由で第1位に挙げられたものは、「公共施設等の老朽化対策等に係る経費の増大」、「災害」の順に回答が多くなっています。そうした中、本年3月に、災害対応の財源に充てるための災害対策基金が特定目的基金として創設されました。今後、さまざまな行政課題に対応する上で、財政調整基金からの繰入金に頼らざるを得ない財政運営を余儀なくされると見込まれる中、災害という緊急的な対応に必要な財源が特定目的基金として条例化されたことは評価するものです。昨夏の豪雨災害を教訓とし、「備えあれば憂いなし」の考えのもとで適切な積み立てが望まれるところです。

次に、9特別会計の決算額は、歳入総額127億8,509万6,675円、歳出総額116億2,742万7,093円で、前年度に比べ、歳入は2.6%、歳出は4.6%とそれぞれ減少しています。形式収支は11億5,766万9,582円となり、形式収支から翌年度へ繰り越すべき財源を控除した実質収支は11億5,066万9,582円で、全ての会計で黒字となっており、前年度に比べ23.8%増加しています。なお、当年度は、簡易水道事業特別会計が地方公営企業法の適用により打ち切り決算となったことから、基金繰入に伴う多額の不用額や多額の収入未済額が計上されています。

特別会計の収入未済額を見ますと、6会計で2億726万3,319円となっており、前年度に比べ2,146万9,012円、11.6%増加しています。増加した原因は、当年度、簡易水道事業特別会計が打ち切り決算となったことにより、出納整理期間中に収入される簡易水道使用料が収入未済として計上されたため、出納閉鎖日時点で改めて見てみますと、特別会計の収入未済額は1億7,234万8,173円で、前年度に比べ1,344万6,134円、7.2%減少しています。収入未済額の主なものは、

国民健康保険税が1億3,623万7,422円で、前年度に比べ524万1,330円、3.7%減少しています。収納率を見ますと、現年課税分と滞納繰り越し分を合わせて83.12%となっており、前年度に比べ0.33ポイント上昇しています。下水道事業の分担金及び負担金と、使用料及び手数料の収入未済額は727万1,986円で、不納欠損額の増加により、前年度に比べ1,158万3,174円、61.4%と大幅に減少しています。簡易水道使用料の収入未済額は3,967万3,553円で、前年度に比べ3,185万3,077円、407.3%と大幅に増加していますが、これは前述のとおり、打ち切り決算によるもので、出納閉鎖日の時点で見ますと、収入未済額は475万8,407円となっており、前年度に比べ306万2,069円、39.2%と大幅に減少しています。特別会計における不納欠損額は5会計で1,913万2,110円となっており、前年度に比べ865万2,775円、82.6%と大幅に増加しています。

特別会計は、特定の歳入をもって特定の歳出に充て、一般の歳入歳出と区分して経理を行うことになっていることから、市民負担による歳入の確保と負担の公平性の確保は特に重要となります。収入未済額や不納欠損額の縮減に向けて一層努力されるよう望むものであります。

特別会計の市債残高は、4会計159億5,488万1,333円で、前年度に比べ12億1,614万93円、7.1%減少しています。構成比は、77.5%が下水道事業特別会計で、次いで多いのは簡易水道事業特別会計で21.6%となっています。発行額は2億7,410万円で、前年度に比べ1億1,160万円、71.1%と大幅に減少しています。元金償還額は14億9,024万93円で、前年度に比べ5,312万735円、3.4%減少しています。

特別会計の基金残高は、6会計10億1,102万7,000円で、前年度に比べ2億9,782万1,000円、22.8%減少しています。重立った積み立てではなく、主な取り崩しは、当年度打ち切り決算となった簡易水道事業特別会計の4億7,685万2,000円となっています。

学校給食費特別会計を除いた特別会計における一般会計からの繰入金は28億5,630万9,189円で、前年度に比べ238万3,858円、0.1%とわずかに増加し、一般会計の歳出総額に占める割合は11.9%となっています。繰入金の主なものは、下水道事業特別会計の公債費財源繰入金等の14億7,067万5,000円、介護保険特別会計（保険事業勘定）の介護給付費繰入金等の6億637万円です。学校給食費特別会計を除いた特別会計における一般会計からの繰入金のうち、普通交付税で補填されない基準外繰り入れは4,464万3,000円で、前年度と比べると、簡易水道事業特別会計は皆増したものの、下水道事業特別会計における大幅な減により7,797万7,000円、63.6%減少しています。

一般会計からの繰出金は、増加傾向にあります。特別会計や公営企業会計には自立性が求められているところですが、人口減少による受益者負担の減少、高齢化社会の進展による需要額の増加、施設の老朽化対策などにより、今後さらに一般会計の負担が増大することが懸念されます。こうしたことから、徹底した事務事業の見直しを進めるとともに、自立度を高めるために使用料等受益者負担の見直しの検討や、下水道事業においては普及率の向上を図るなど、一層努力されることを要望します。

当年度の決算の中で、一部の財務事務において、次のような不適正な事案が認められました。

1点目は、介護保険料還付の遅延についてです。

介護保険特別会計（保険事業勘定）の歳出において、第1号被保険者保険料還付金として予算計上された81万6,000円のうち、厚生労働省年金局への返納分を除いた77万8,600円が不用額として計上されています。予算現額に対する執行率は4.6%と著しく低い状況で、特に平成29年度分の還付金として補正予算に計上された97件分51万6,000円は、全額未執行となっています。未執行となった原因は、還付事務手続を怠ったためです。

2点目は、財政調整基金利子の繰入についてです。

財政調整基金から生ずる利子は、本来、地方財政法第4条の3第2項の規定により、積立金に繰り入れなければならないところ、当年度中の財政調整基金利子2,859万5,474円は、歳入予算に計上、収入されているものの、歳出予算には計上されず積立金に繰り入れられていません。翌年度へ繰り越されたものと考えられます。

3点目は、簡易水道施設整備基金利子に係る予算未執行についてです。

簡易水道施設整備基金から生じた利子82万4,000円は、積立金に繰り入れるべく歳入歳出予算に計上されています。しかしながら、簡易水道事業特別会計が当年度末をもって打ち切り決算となるため、本来、利子分の歳出予算執行後に同基金全額を取り崩し、3月31日までに基金繰入金として収入しなければならないところ、利子分の歳出予算が未執行のまま、利子相当分を含めた金額が3月25日に繰入金に収入され、会計統合した水道事業会計へ引き継がれてしまっています。決算上、市の基金総額に不足が生じる結果となったため、次年度において是正に向けた手続が行われることになっています。なお、利子分の歳出予算が未執行となった原因は、失念によるものです。

4点目は、積立基金運用益金の事務処理についてです。

基金の運用から生ずる収益は、地方自治法第241条第4項の規定に基づき、歳入歳出予算に計上され、事務処理されることになっていますが、端数処理による不適正な取り扱いがされたことで、基金利子の調定、収入及び支出に係る一連の金額に誤りが認められました。

5点目は、簡易水道事業特別会計繰越明許費に係る繰越計算書の調整と報告についてです。

平成30年度で議決された簡易水道事業特別会計の繰越明許費は、会計統合により水道事業会計へ承継されることになり、地方公営企業法適用前の繰越手続は地方自治法が適用されます。したがって、地方自治法施行令第146条第2項の規定に基づき、翌年度の5月31日までに繰越計算書を調整し、次の議会に報告しなければならないところ、繰越計算書は期限までに調整されておらず、6月定例会においても報告はされていません。

こうしたことについて、これまで取り組まれてきた職員数削減の結果において、組織に年齢構成のゆがみが生じたことに加え、職員の業務負担が増大したことによって、業務の個人完結型がふえていないか懸念されるところです。特に給付事務の不適正な事案は、市民生活に及ぼす影響に対する認識が希薄であると言わざるを得ません。マニュアルなどで業務プロセスを可視化するなど、内部統制に対して全庁的に取り組み、一層推進されるよう要望します。なお、今回、関係

法令の理解不足が原因で、一部において不適正な財務事務処理が生じたことをきっかけに、職員が講師となって自主的に財政の基礎知識を学ぶ勉強会が開かれることは評価するものです。

財政の効率化について、次のような好事例が見受けられました。萩原地域自治会連合会において、自治会の間で防災資機材を貸し借りするなど、一定のルールで有効活用することなどによって、連携や相互支援を行うというもので、財政の効率化の観点からもこうした取り組みの積み重ねが重要と考えます。ついては、全市的な取り組みを望むものであります。

これから、人口減少などにより税収等自主財源の大きな伸びが見込めない中であって、歳出においては、一般廃棄物最終処分場新施設整備事業や地域再生計画に基づく各事業の本格実施などが予定されています。また、公共施設の老朽化対策や2025年問題など、高齢化社会の進展による社会保障費の増嵩も見込まれるなど、一層厳しい財政運営を強いられることが予想されます。

こうした状況の中で、第2次総合計画基本施策の実行性を担保するためには、財政計画が重要であることは論をまたないところです。災害などにより単年度の収支バランスが急激に悪化した当年度の決算を契機として、市が担う役割を果たすために、今後の中期的な財政見通しを的確に行い、市の財政の課題を明らかにすることが必要であると考えます。ついては、第4次下呂市行政改革大綱を踏まえた上で、具体的な数値目標等を掲げた財政運営方針や財政規律を定めた財政計画を改めて策定されることを要望します。そして、当年度のような災害など特別な場合を除き、財政計画と乖離しないよう財政運営に努力されることを期待して、結びとします。

次に、59ページをごらんください。

基金運用状況の審査結果について御報告申し上げます。

審査の対象は、平成30年度の育英資金基金を初めとする4基金で、審査に付されました基金の運用状況を示す書類について、その計数の正確性を検証するため関係諸帳簿との照合を実施したほか、運用状況の妥当性を検証するため、関係書類を審査しました。

審査の結果は、基金の運用状況に関する調書の計数については、誤りのないものと認められました。また、運用状況については妥当であると認められました。

次に、65ページをごらんください。

公営企業会計決算の審査結果について御報告申し上げます。

審査の対象は、平成30年度下呂市水道事業会計決算を初めとする3つの公営企業会計決算で、審査の期間は6月26日から同月27日までです。

審査の手続は、審査に付されました決算報告書及び関係書類について、関係法令に準拠して作成され、経営状況及び財務状態を適正に表示しているかどうかを検証するため、会計帳票及び関係証書類との照合等を実施しました。

審査の結果、審査に付されました決算報告書及び関係書類は、いずれも関係法令に準拠して作成され、当年度の経営状況及び財務状態が適正に表示されているものと認められました。

次に、各会計について所見を述べさせていただきます。

74ページ中段の結びをごらんください。

まず、下呂市水道事業会計決算の状況は、給水状況の推移を見ますと、当年度末の給水人口は6,465人で、過去5年間で6.1%減少、給水件数は3,077件で、過去5年間で1.9%減少しており、それぞれ逡減傾向にあります。年間総配水量は249万1,762立方メートルで、前年度に比べ5万2,567立方メートル、2.2%増加。これに対し、年間総有収水量は182万2,938立方メートルで、前年度に比べ7,521立方メートル、0.4%減少しています。配水量は増加し、有収水量は減少したため、有収率は前年度より1.88ポイント低下して73.16%となっています。平成29年度の総務省水道事業経営指標における給水人口規模による類型別の有収率は、全平均で78.65%となっており、これを参考に比較すると当市は下回っています。主な用途別の有収水量は、前年度に比べ一般家庭用は3.5%、営業用は3.8%とそれぞれ減少し、旅館保養所用は1.9%増加しています。また、有収水量の用途別構成比は、旅館保養所用が53.2%と半分以上を占め、次いで一般家庭用が31.8%、営業用は10.5%などとなっています。

次に、経営成績を見ますと、営業収益は2億3,788万7,266円で、前年度に比べ給水収益の減によって94万1,291円、0.4%とわずかに減少しています。一方、営業費用は2億5,002万4,292円で、前年度に比べ571万160円、2.3%増加しています。これは主に、配水及び給水費が修繕料などの増によって77.4%ふえ、原水及び浄水費が浄水場施設管理業務委託料の増によって3.4%ふえたことによるものです。その結果、営業収支において1,213万7,026円の営業損失が発生し、経営の健全度を示す営業収支比率は95.1%となり、前年度に比べ2.7ポイント悪化、5年連続して100%を下回っています。経常収支を見ますと、営業損失に営業外収益、営業外費用を加減した結果、当年度は257万981円の経常損失が発生しています。特別損失はなく、経常損失に特別利益を加えた当年度の純損失は256万9,861円となっています。総収支比率は、前年度に比べ1.7ポイント低下して99.0%となっています。当年度純損失に前年度繰越利益剰余金を加えた当年度未処分利益剰余金は、8,140万7,241円となっています。

1立方メートル当たりの供給単価は、前年度と同じ130円36銭で、これに対し給水原価は前年度より3円36銭増加して133円34銭となったため、2円98銭の差損が生じ、前年度の差益から差損に転じました。この結果、料金回収率は97.8%となっています。

次に財政状態を見ますと、財務の安定性を示す自己資本構成比率は76.7%で、前年度に比べ0.8ポイント上昇しています。比率は高いほどよいとされ、平成29年度の総務省水道事業経営指標の全国平均70.69%を参考に比較すると、これを上回っています。なお、固定資産対長期資本比率は77.6%で、前年度より2.6ポイント低下しており、これらの長期的な安全性を示す比率を見ますと、全体的におおむね良好な状態と言えます。また、短期債務に対する支払い能力の度合いを示す流動比率は1,702.1%で、前年度に比べ545.3ポイント上昇しています。これは主に、現金預金の増により流動資産が増加したことに加え、預かり金の減により流動負債が減少したためです。なお、流動資産が流動負債の2倍以上あることが望ましいとされています。企業債未償還残高は8億6,156万46円で、当年度は償還のみで新規の発行はなく、前年度に比べ2,744万2,220円減少しています。

今後の水需要の見通しは、総有収水量の半分を占める旅館保養所用の需要が流動的で、観光客の増加に期待するものの、全体として、人口減少に伴い需要が減少することは予想にかたくありません。

当年度の料金回収率は100%を下回っていることから、給水に必要な費用が水道料金で賄い切れていないことになり、一般的には収入の確保が必要ということになりますが、料金回収率の課題として、施設の稼働状況が直接収益に反映される有収率の低さが上げられます。近年の有収率は70%台半ばで推移していますが、有収率の低さは、当市の場合、管路の老朽化による漏水が主な原因とされていることから、「水道事業経営戦略」に掲げる管路の耐震化を含めた漏水対策による有収率の向上を最重要課題として、積極的に調査を進め、計画的な更新を推進されるよう要望します。

給水人口の減少や節水機器の普及に伴う料金収入の減少、管路の老朽化といった厳しい状況の中で、現在、料金体系や料金水準の見直しの検討が始まっています。水は、市民生活や観光を初めとする経済活動などに欠かせないものであることから、今後、料金改定の検討を進めるに当たっては、市民や団体のコンセンサスを醸成させることが重要と思われれます。10月には消費税増税も予定されており、料金の改定は、家計や経済活動に及ぼす影響が大きいことを念頭に、水道事業の現状や課題、経営改善の取り組み、将来の更新計画、明確な改定理由などについて、適切な時期に、市民に対して丁寧な説明を行い、十分な理解が得られるよう努力されることを望むものであります。

下呂市簡易水道事業は、令和元年度から、セグメント会計をすることで下呂市水道事業と統合しました。簡易水道事業は給水区域が広く、経営条件の不利な地域が多いため、人口減少や施設利用率・有収率の低下などの課題を抱え、経営環境は、より一層厳しさを増すと考えられます。今回、発生主義、複式簿記が採用されたことにより、経営成績や財務状態が明らかにされることから、今後、的確な経営計画を立て、「安全で、おいしいといわれる下呂市の水」を安定供給し続けられるよう、一層の経営改善に努められることを要望します。

次に、83ページの結びをごらんください。

下呂温泉合掌村事業会計決算の状況を見ますと、当年度の入場者数は17万6,049人で、昨夏の豪雨災害などの影響で、前年度に比べ1万5,150人、7.9%と大幅に減少していますが、後半は、官民挙げての誘客促進キャンペーンなどが功を奏し、回復基調にあります。入場者のうち、有料入場者数は17万3,220人で、前年度に比べ1万5,286人、8.1%減少しています。

経営成績を見ますと、営業収益は2億4,670万5,563円で、前年度に比べ、有料入場者数の減少に伴う利用収益の減と販売収益の減により、1,993万9,627円、7.5%減少しています。その一方で、営業費用は2億932万2,941円で、前年度に比べ4,846万9,842円、18.8%と大幅に減少しています。これは主に、しらさぎ座の公演内容変更に伴う委託料の減により施設経営費が減少したことや、販売品仕入費の減により販売費用も減少し、さらに資産減耗費が皆減したことによるものです。その結果、営業利益は3,738万2,622円が計上され、営業収支比率は、前年度より14.5ポイ

ントと大幅に上昇して117.9%となっています。営業利益に営業外収益、営業外費用を加減した経常利益は3,822万1,757円となっています。当年度の純利益は、特別損益がないため経常利益と同額で、総収支比率は118.3%となっています。当年度純利益に前年度繰越利益剰余金を加えた当年度未処分利益剰余金は6,939万5,033円となっています。

次に、財政状態を見ますと、財務の安定性を示す自己資本構成比率は93.7%となり、前年度に比べ横ばいとなっています。これまで企業債を一度も発行していないことから、高い水準を維持しています。短期的な支払い能力をあらわす財務比率を見ますと、現金預金は1億8,197万7,510円で、前年度に比べ3,830万3,277円増加していることから、流動比率は前年度より80.7ポイント上昇して683.9%となっています。また、当座比率は655.7%で、前年度に比べ、主に現金預金が増加したことにより84.1ポイント上昇しており、いずれの比率も望ましいとされる水準を上回っていることから、良好な状態と言えます。

平成26年の総務省通知「公営企業の経営に当たっての留意事項について」の中では、観光施設事業について、「既存の既設は、施設そのものの必要性、公営企業で運営することの適否について十分に検討すること」が求められています。こうした視点で考えてみますと、今日の下呂温泉合掌村は、「飛騨郷土館」を前身として昭和44年に開村して以来、民間と競合しないこの地方の重要な観光施設として、さまざまな観光ニーズに応えるべく、その役割を十分に果たしてきたと言えます。そして、現在の合掌村は、着地型観光を推進できる絶好の場として捉えることができ、そこに施設の必要性と公営企業の意義を見出すことができます。下呂市全域に存在する、生活や食に関する固有の文化、伝統芸能、特産品などの観光資源を見詰め直し、訪れた観光客にその魅力を発信する場所として、これまで以上に市民も参加、参画し、創意工夫を凝らした事業運営ができないか検討されるよう要望します。そのためにも、一層の経営基盤の強化に努められることをあわせて望むものであります。

最後に、91ページ下段の結びをごらんください。

市立金山病院事業会計決算の状況を見ますと、当年度の入院延べ患者数は2万3,561人で、前年度に比べ2,707人、10.3%と大幅に減少し、全病床の病床利用率は65.2%で、前年度に比べ7.5ポイント低下しています。外来延べ患者数は4万631人で、前年度に比べ259人、0.6%とわずかに減少しています。

経営成績について見ますと、医業収益は11億5,189万3,456円で、主に入院患者数の減に伴う入院収益の減により、前年度に比べ3,244万1,498円、2.7%減少しています。医業収益の内訳を見ますと、入院収益は6億1,180万9,194円で、前年度に比べ3,019万4,152円、4.7%減少し、外来収益は4億3,655万6,922円で、前年度に比べ、患者数は減少したものの、216万1,320円、0.5%増加しています。その他の医業収益は、前年度と比べると、主に室料差額収益の減により440万8,666円、4.1%減少しています。一方で、医業費用は14億2,481万2,244円で、前年度に比べ、主に看護師の増員などに伴う給与費の増や、薬品費の増などに伴う材料費の増により、2,200万8,995円、1.6%増加しています。その結果、医業損失は2億7,291万8,788円となり、前年度に比

べ5,445万493円、24.9%と大幅に増加し、医業収支比率は、前年度に比べ3.6ポイント低下して80.8%となり、前年度に続き悪化しています。医業損失に医業外収益、医業外費用を加減した結果、経常損失は5,472万6,740円となり、経常収支比率は、前年度より3.9ポイント悪化し96.3%となっています。当年度は、特別損失がないため、経常損失に特別利益を加えた当年度純損失は、4,619万4,142円となっています。その結果、総収支比率は96.9%となり、前年度に比べ0.9ポイント低下しています。当年度純損失に前年度繰越欠損金を加えた当年度未処理欠損金は、12億4,065万2,897円となっています。

次に、財政状態を見ますと、当年度末の企業債未償還残高は、前年度に比べ4,480万993円減少して、14億6,481万5,731円となっています。財務の安全性を示す自己資本構成比率は25.6%で、前年度に比べ1.8ポイント低下しています。なお、平成29年度の県内市の病院事業における平均値は52.4%で、これを参考に比較すると当市は大きく下回っています。また、短期債務に対する支払い能力の度合いを示す流動比率は101.8%で、前年度に比べ15.8ポイント低下しています。これは主に、現金預金はふえたものの、未収金が減ったことで流動資産が減少し、一時借入金が増えたことで流動負債が増加したことによるものです。流動比率の平成29年度の県内市の病院事業における平均値は358.1%で、これを参考に比較すると当市は大きく下回っています。なお、流動比率は、1年以内に現金化できる資産と1年以内に返済義務のある負債を比較するもので、200%以上が望ましく、100%を下回った場合は、不良債務が発生していることとなります。

平成29年3月に策定された下呂市立金山病院改革プランは、地域医療構想を踏まえた役割の明確化、経営の効率化、再編・ネットワーク化、経営形態の見直しの4つの視点に沿った内容で取り組まれています。

その中の経営の効率化で掲げた経営指標に係る当年度の主な数値目標の達成状況を見ますと、収支改善に係る経常収支比率は、目標値の100.5%を4.2ポイント、医業収支比率は、目標値の85.9%を5.1ポイントとそれぞれ下回り、収入確保に係る病床利用率も目標値に届いていません。

経営環境は、依然として厳しい状況が続く中で、当年度は、急性期後の患者を受け入れ、在宅への復帰支援を行うための地域包括ケア病棟が一般病棟内に8床開設され、病床の効率的な利用が図られました。これから、地域の公立病院には、訪問診療、訪問看護などによる在宅医療の支援や、開業医などとの機能分担による連携など、地域に密着した医療の提供が、より一層求められるものと思われます。こうしたことに応えるためには、体制や施設基準の整備が必要になり、多くの課題がありますが、人口減少や高齢化社会の進展に伴う医療の変化に即した地域医療の提供について、今後検討されることを要望します。

そして、引き続き医業収入の確保と支出の抑制に努められ、市民の命と健康を守るために金山病院が担う役割を果たせるよう一般会計の適切な負担について協議しながら、改革プランに基づいて経営努力されるよう望むものであります。

以上で、平成30年度決算審査の結果報告といたします。

○議長（各務吉則君）

これより、本13件に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

[挙手する者なし]

質疑なしと認めます。

これで質疑を終結いたします。

お諮りします。認第1号から認第13号までの13議案について、お手元に配付してあります付託表のとおり、決算特別委員会に付託したいと思います。これに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

異議なしと認めます。よって、認第1号から認第13号までの13議案について、決算特別委員会に付託することに決定いたしました。

◎散会の宣告

○議長（各務吉則君）

以上で本日の日程は全て終了いたしました。

次の会議は9月12日午前10時より本会議となります。

本日はこれをもって散会いたします。御苦労さまでした。

午後3時11分 散会

以上会議の次第を記載し、その相違ないことを証するためここに署名する。

令和元年9月2日

議 長 各 務 吉 則

署名議員 11番 吾 郷 孝 枝

署名議員 12番 中 島 新 吾

